

第9回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年1月26日 （水） 10時00分

場 所： 松浦シティホテル

第9回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年1月26日(水)			開会時刻	午前10時00分	
				閉会時刻	午後16時09分	
会議の場所	松浦シティホテル					
出席した 委員 30名中 29名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣	委員	金内 武久
	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ
	委員	日高 雅之	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	永田 俊子	委員	前田 次男	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	森 眞一	委員	村田 茂實
	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛		
欠席した委員 1名欠席	委員	村上 公幸				
規約第10条第4 項の規定により出席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田 豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田 鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守	事務局職員	鴨川 聡
	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹	事務局職員	嘉松 正仁
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第9回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年1月26日(水)10時～

【場所】松浦シティホテル

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

協議事項

【継続協議事項】

- * 協議第20号(協定項目7号)新市建設計画の作成に関する事(その3)
- * 協議第46号(協定項目2号)合併の期日に関する事
- * 協議第47号(協定項目5号)事務機構及び組織の取扱いに関する事
- * 協議第50号(協定項目23号)一部事務組合等の取扱いに関する事

【新規協議事項】

- * 協議第51号(協定項目15号)使用料、手数料等の取扱いに関する事

4. その他

5. 閉会

午前10時 開会

丸形事務局次長

ただいまから第9回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつ申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第9回の合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には公私ともに大変御多忙の中、前回同様お繰り合わせの上、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、前回の協議会の折には鷹島町開催ということで会場の設営から撤去にわたりまして、鷹島町の関係職員の皆様方には大変な御苦勞をおかけいたしました。心から感謝を申し上げます。

さて、本協議会もいよいよ大詰めを迎えてまいりました。前回までにその他事務事業の取扱いを除く44協定項目中、39の項目の確認をいただき、本日の協議会で継続協議事項4項目及び最後の提案となります新規協議事項1項目を御協議いただくこととなります。

前回の協議会では新規協議5件を提案し、協議の結果、2件の確認をいただき、3件が継続となっております。その中で、特に「合併の期日」の問題、それから組織機構の問題につきましては、熱心な御協議をいただいたところであり、どうか本日も委員皆様方にはいろんな角度から御意見を積極的に展開され、よりよい協議が進みますことを心からお願い申し上げます。

最後に、本日御出席の委員皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げますとともに、本日の協議会が実り多い協議会となりますことを各委員にお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

本日もどうぞよろしく願いをいたします。

丸形事務局次長

それでは、第9回合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づきまして、会長が務めることとなっております。吉山会長にお願いいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

なお、実は先ほどからお気づきだと思うんですが、事務局長がちょっと体調を崩しております。そういうことで、きょうは事務局次長が当たっておりますので、御了承をお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、継続協議事項から始めます。

協議第20号 新市建設計画の作成に関すること（その3）から始めさせていただきます。

事務局から説明願います。企画部会長。

末竹企画部会長

おはようございます。企画部会長、松浦市企画振興課長でございます。よろしく願いをいたします。

協議第20号（協定項目7号）新市建設計画の作成に関すること（その3）につきまして、御説明申し上げます。

新市建設計画の作成につきましては、小委員会での御検討を踏まえ、第6回協議会で素案として御確認をいただきました。その折に長崎県とのすり合わせを行い、その結果を改めて協議会の中で御協議を行っていただくとしておりました。また、財政計画につきましても議会議員の定数などが未確認であったため、確認後、可能な限り新しい数値に置きかえて協議会にお示しをすとしておりました。このことから、本日、素案を修正しております部分につきまして御協議をお願いいたすものであります。

まず、長崎県とのすり合わせにつきましては、長崎県における合併推進体制の中で、県庁各課の企画担当参事・課長補佐クラスで組織されております「各部等市町村合併支援プロジェクトチーム」、通称PJTとっておりますが、そこを行っております。その結果につきまして、本日お配りをいたしております「新市建設計画作成に関すること（その3）」に修正部分の一覧表としてお示しをいたしております。

また、新市建設計画の作成に係る今後のスケジュール等でございますが、本日お配りをいたしております新市建設計画素案につきまして協議会で御確認をいただいた後、県庁各部の次長さんクラス、それから教育庁の次長さんなどで組織をされます合併支援会議に事前協議を行うこととなります。この事前協議におきまして素案に対する意見等があれば、再度協議会にお諮りをし、素案の決定をしていただくということになります。その後、1市2町の住民の皆様への新市建設計画に係る説明会を開催し、修正が必要な事項があれば修正を行い、

県知事と正式協議を行うこととなります。正式協議の結果、県知事の特に意見がない旨の回答を受けましたら、協議会において新市建設計画として御決定を受けるということになるわけでございます。

それでは、お配りをいたしております「新市建設計画作成に関すること(その3)」、この資料でございます。それに基づき修正部分の御説明を申し上げますが、新市建設計画の素案、この修正部分にもアンダーラインと網かけでお示しをいたしておりますので、恐縮でございますが、二つを見合わせていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページをごらんください。(3)の方ですね。

表の見方でございます。「該当頁」、それから「該当行」でございますが、このことにつきましては、新市建設計画の素案の修正部分でございます。次に「修正前」と「修正後」を記載し、県とのすり合わせにおいて素案の修正を行いました理由等について記載をいたしております。

それでは最初に、素案全体に係る部分でございますが、「めぐみ」「いやし」という語句につきまして、平仮名、それから漢字での記載が混合していたということから、今回平仮名で統一をすることによりましていたしております。

次に、5ページですが、半島地域を明記した方がよいのではということから、「北松浦半島を構成するとともに」という語句を入れているところでございます。

次に、8ページでございます。

1市2町の国勢調査人口は2万8,370人であることから、「5万人を下回る」という表現をより適切な表現にするという意味から、「3万人を下回る」という表現に修正をいたしております。

次に、10ページですが、より適切な表現に修正するという事で、本文中の「人文資源」を「文化資源」に、表頭の「天然・人文資源」を「自然・文化資源」に、それから松浦市の産業につきまして、ほかとの表現を合わせることから「魚類養殖を主体とした水産業」の表現を「ブリ・マダイ・トラフグ養殖」と、それから鷹島町の「ふぐ養殖」を「トラフグ養殖」に修正をいたしております。

次に、18ページですが、製造業の状況で1市2町の表でございますが、修正前の表では上段が15年の速報、下段が13年の数値で記載しておりましたことから、可能な限り最新の数値を用いるということで調整を行い、下段の表につきましては15年速報で公表されていないと

いうことから、一番新しい14年の統計数値に修正をいたしているところでございます。

次に、19ページですが、観光客の状況の本文です。15年速報と14年調査に基づいて記述をしていましたが、15年調査が公表されておりますことから15年の数値を反映し、文章のつながりを整えております。

次に、21ページですが、交流人口の推計の方法につきまして、15年の数値が公表されておりますことから、14年を15年に修正いたしております。恐れ入ります、この部分は網かけ、アンダーラインが入っておりませんので、よろしく願いをいたします。

なお、原案において推計は15年速報をもとにしておりましたが、15年公表値と変わっておりませんでしたので、目標人口の推計値は原案と同じでございます。また、平成27年と平成15年の比較を明らかにする根拠といたしまして、本文の15年の後に括弧書きで 395,988人と数値を挿入しております。

次に、27、28ページ、広い表でございますけれども、中段の施策の構成の項の右から2番目、ちょっと見にくうございますけれども、「次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成」の項の「市民のための教育機会の拡充と体験学習の推進」について、修正前は「拡大」としておりましたが、充実させる意味を含めることから「拡充」と修正をいたしております。これにつきましては、同様の理由で56、57ページも修正をいたしております。これは後ほど。

それから、一番下の段ですが、施策を明確にさせるという意味から、左から二つ目の項、小さい字で見にくうございますけれども、「肉用牛生産体制の強化」、それから五つ目の項の「エネルギー産業を軸とした環境産業の育成」、それから左から七つ目、「国際港機能の強化」、それから「公共交通体系の充実」、左から九つ目の「高齢者人材社会参画の促進」、左から11番目の「公共ネットワークの整備」と修正をいたしております。

同じく下の段の左から七つ目の「国際港機能の強化、西九州自動車道早期実現（交流基盤）、道路・海路交通体系の充実、道路沿線個性化」につきましては、修正前は一つ左の「視野を広め国際感覚を育む国際交流の拡大」の下に記載しておりましたが、これは単純な記載の誤りでございまして、「交流拡大のための基盤整備の促進」の下に修正をさせていただきます。

次に、29ページですが、本地域は県内でも先進的に体験型観光・グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの取り組みがなされておりますことから、12、13行目に「都市と農山漁村の

共生・対流」について明記をいたしました。また、枠外の下の方に「都市と農山漁村の共生・対流」についての注釈を追加いたしております。

次に、30ページの12行目でございます。修正前は「海底汚泥除去や陸上環境と一体となった海洋環境保全と水質向上によって水産物の品質と安全性を高めていきます。」という記述でありましたが、海底汚泥の除去、海洋環境保全、水質向上策が水産物の品質向上や安全性に直接結びつかなく、一般的にもなじみにくいと思われ、また、前段で、水産業の課題として「安定的な供給」を上げていることから「環境対策」を「漁場（生産の場）の安定」と位置づけ、「水産物を安定して生産するため、漁場保全に努めます。」と修正をしております。

同じく30ページの 次代を担う人材の確保・育成の本文中ですが、修正前は「地域の若者等から新規就業者を募り」となっておりますが、新規就業者を地域の若者に限定するような表現にもとられるということから、「地域の若者等から」という記述を削除しております。

次に、31ページでございます。主な事業例、この部分は下の方に書いてございますけれども、その主な事業例の海洋環境保全事業について「天然資源」を「水産資源」にと、より適切な表現に修正をしております。

次に、32ページの主な事業例の続きで、修正前は「水産基盤整備事業」と「漁場整備事業」を記載してありましたが、「水産基盤整備事業」に「漁場整備事業」も含まれるということから一本化をいたしております。

次に、34ページ、下から8行目と35ページの17行目でございます。19ページの(6)の観光状況で、観光客の日帰り、宿泊の比率で、日帰りが7割を超していると状況を記述しておりますが、その分析結果として、滞在型観光の記述がなかったことから、(3)新しい地域の魅力を発信する観光産業の振興の項で、「様々な観光メニューを充実させることにより滞在型観光の強化を図ります。」と記述を追加いたしております。35ページの新市発足を機とした新規・重点施策の 新しい観光拠点づくり施策の推進の項で、「さらに、各地域の魅力的な観光メニューを充実することにより、新市における滞在時間を拡大するための取り組みを強化し、宿泊観光客の増加を図ります。」と記述を追加いたしております。

次に、34ページの下から2行目でございます。既に体験型は（発言する者あり）簡略にですか。はい。（発言する者あり）

吉山会長

簡略に説明をしてください。

未竹企画部会長

それでは、34ページでございますが、この中で、今後は民間団体との連携を図りながら、「今後は」としておりますけれども、既に民間団体が活動を行っておられるということで、「今後とも」ということで表現を変更いたしております。

36ページの表中、宿泊施設整備事業の中で、この部分は法的に抵触する部分があるのではないということから、表中の「民営化等」という語句を挿入させていただいております。

次に、39ページが一番下でございます。西九州自動車道に関することございまして、西九州自動車道が開通いたしますと企業進出等の可能性が非常に高まる地域になるということから、40ページの主な事業例の中に「企業等誘致活動強化事業」ということを追加いたしております。

次に、45ページでございますが、修正前に西九州自動車道のサービスエリア地域の情報紹介としておりましたが、西九州自動車道の方にはサービスエリアがないということで、この項を外しております。

それから、47、48ページの中で、乳幼児における部分の「健診体制」を「健康診査」と変更させていただいております。

それから、52ページでございます。ダイオキシンの問題、ダイオキシンと環境問題は並列の関係ではないということから、このような「ダイオキシン類などの環境問題は」と表現を改めております。

それから、53ページの河川改修の項でございますが、現在事業の実施のある部分についての整理ということで、表現を「高潮対策としての海岸保全事業や海浜レクリエーションの場として海岸環境整備事業」ということで修正をいたしております。

次、56ページでございますが、人材育成、この部分につきましては、重複した表現になっているということで、より明解な形での修正をいたしております。

それから、教育関係でございますけれども、「拡大」を「拡充」ということで、先ほど申し上げました27、28ページの部分での57ページの修正をいたしております。

それから、58ページでございますけれども、「芸術や文化活動を体験する機会をふやし」という部分を、関係する事業という意味で、「地域の個性を育む歴史文化の伝承と後継者育成」の事業例に位置づけております。

58ページでございますけれども、「(3) 地域と世界を結ぶ国際感覚を持つ人材の育成」に

つきまして、修正前は「相互理解のための学習プログラムの充実や人的交流」という部分を「相互理解推進のための教育プログラムや交流事業」という部分で表現が重複していると、文章の整理を行っております。

次、(4)につきましても、より適切な表現にするという意味から、「この地域」とか「地域」とかという表現に修正をいたしております。

59ページの「埋蔵文化財発掘調査事業」の説明につきましては、「国指定の遺跡調査」としておりましたが、この地域には国指定の遺跡や文化財がないということから、「国指定の」という語句を削除いたしております。

次に、「(5)人間尊重の精神を基調とした個性豊かな人材の育成」でございますけれども、これも適切な表現に修正ということで、お示しをしておるような内容での修正でございます。

次に、65ページからの財政計画でございますが、議会議員の定数につきまして20名と協議会において御確認を受けまして、また、県とのヒアリングを受けての修正を行っております。修正の内容等につきましては、財政部会長の方から御説明を行います。

よろしく願いをいたします。

吉山会長

特に説明を要する部分で、はしよりながら説明してください。

園田財政部会長

財政部会長、松浦の園田です。

それでは、財政計画について御説明いたします。

皆様方のお手元に配付しております新市建設計画に係る財政計画。せんだって、この前提条件を示してほしいという御要請がございました。今回、長崎県の財政計画システムシミュレーション、これに基づいた形でそれぞれお示ししているところでございます。済みません、7ページをお開きになってください。

協議第20号（協定項目7号）新市建設計画の作成に関すること（その3）の資料であります。今、素案についてはありましたけれども、財政計画に係る前提条件であります。この中で右側が松浦地域合併協議会財政計画前提条件ということでお示しているわけです。県のシミュレーションではこれまでも申してまいりましたように、14年度の決算に基づいた形でのシミュレーションでありましたけれども、より近い数字をこの財政計画に生かしたいということで、平成16年度の決算見込み額を用いながら今回計画を行ったところです。一応これを

皆様方にお示しておきます。

それで1月14日、この新市建設計画に係る財政計画ということで、私どもも県のヒアリングを受けました。このヒアリングをもとに修正した分が、その後のそれぞれ13ページから比較表になっております。13ページですね、年度、費目ごとに修正前と修正後をそれぞれ記述しておるところです。

歳入では繰入金を減額しているわけですが、これは歳出の積立金の減、その影響でなっております。先ほども企画部会長の方からありました協議会で決定された議員定数、これは20名になりましたので、20名ではじいているわけです。

それから、扶助費ですね、生活保護費等、このところずうっと伸びておりますけれども、今の現状から見て、27年度までにずうっと随時増加しておるわけです。10年間で一応10%の増加を見ております。それから、繰出金ですね、これは介護繰出金などの影響が今後出てくるとの考え方から、介護保険分、若干増加しております。その他、若干の修正はありますけれども、歳入歳出全体で93,000千円ほどの減額であります。

これまでも再三申してきましたように、財政計画ですね、厳しく見ているところでございます。一応皆様方のお手元にそれぞれ比較表をお配りしておりますので、いろいろ御協議いただきたいと思います。

以上であります。

吉山会長

ただいま協議第20号 新市建設計画の作成に関すること(その3)について、県との調整等々を済ませながら、修正等々がなされた案が出されたところでございます。

企画部会長、財政部会長の方から説明がありました。

それでは、これより質問、意見を受けたいと思います。特にございませんか。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今、新たな新市建設計画ですか、これを見て、最後の財政計画、65ページから始まる財政計画のところなんです、前回の協議の中でも申しましたように、ここに今度人件費としてきっちり1割削減というふうに明記されております。この件については、前回はそれでいいのかということ、僕が質問したかと思うんですが、この財政計画の中にさらにこういうふういうたうということは、この方針でいくということかどうなのか、その辺

の確認をしたいと思いますが。

吉山会長

はい、どうぞ。

園田財政部会長

お答えいたします。

人件費ですね、類団と比較しますと10名程度多いということに今の段階ではなっておるわけですね。前回の1市5町のときには86人ですかね、それぐらいありましたけれども、今回10名ほど類団と比較して多いと。しかし、10名ではやはりこういう合併の効果はいろいろ出てきませんので、10年間で1割、総勢444ですかね、なりますんで、44人は最低削減するという計画であります。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。どうも質問の意味が御理解されていないのかと思うんですが、前回の協議会で行政経費の削減として1割削減を幹事長の方から申されたはずですが。それに対して、それでいいのかということをお前は質問をしたつもりです。という根拠は、住民は20%以上減るんだよと。職員が10%ぐらい減って、これを行政経費の削減と言えますかということをお尋ねとったはずなんですよ。したがって、そのことについてまたここで10%だということであればそれでいいのかどうか、この方針でいくのかどうか、決定されているのかどうか、これについては議長である市長の方から答えてもらった方がいいかと思うんですが、当然今後住民説明会があると思うんですよ。そういう中でこういう説明をやっていかれるのかどうか。

吉山会長

三つの要素があるんですね。三つというか、一つは類団との比較によって10名程度の人員が余剰だということ。それをとるのかという部分と、しかし、それではどうにもならないよということの中で10%ということをお想定して財政計画を立てております。これは財政部会長も今申し上げましたけれども、1割を削減するというのは最低の目標としてとらえていくということ。その上でどこまで可能なのかというのは具体的に動く中で、じゃあ何名減らしていくのかというのはこれからのものとなる。今想定されるということはおはすね、言ってみましたら、1割という10%を最低限減らすんですよということを前提にした財政計画で決めさ

させていただきます。その後その計画にのっとりながら、なおかつもっとも削減する行動を今後ともとっていかうという、そういう発想の中でこの財政計画の人員費の部分は10%という考え方をさせていただいておるという理解を会長としてはしておるところでございます。

はい、どうぞ。

池水委員

いや、僕がこれを言っているのは、財政計画の中身がおかしいとかなんとか、数字がおかしいよとか言っているんじゃないで、ここに財政計画で1割削減ということで、ましてや数字まで載せるということは、基本的にこれは市民が見たときに、住民は2割以上減るのに職員は1割しか減らないのかというふうな形で、これを行政経費の削減と言えるのかということを知っているんであって、財政計画の中身がおかしいとかなんとかを質問しているわけじゃないんですね。

この間から言っているように、行政経費の削減が1割だということの1割の最低ラインとかというような形で出ていますが、基本的に住民は2割減るということは、この表の中にも出ているわけですね。そういう姿勢でいいのかどうかという行政側の姿勢を僕は知っているんであってですね、ちなみに先ほどから類団比較とか出ていますけど、これは類団比較はただ単なる人口の類団比較で、職員数の類団比較だと思うんですが、じゃあそれだけで果たして類団比較と言えるのかどうか。ここで全く出ませんけれども、市民所得とか、そんないるんなほかの比較もすべきだと思うんですね。

皆さん御存じかと思いますが、市民所得は日本全国で最低レベルですよ、この地域はですね。そういうところは全く表に出さずに、ただ人口だけとか、職員のいいような比較だけを出して、そういうふうにする事自体が市民から信頼を得られないんだということで、もう少し真剣に考えてもらいたいんですがね。

吉山会長

そこで、類団比較というのは1市5町の際にはそのことを申し上げておるんですが、今回については、実は類団比較はもう置き去られた話なんですね。その中で1割最低限の目標としておきましょう。それ以上の行政経費を人員費の削減をするというのは、しっかり受けとめて今後の実行の中で対応していかないといけないということは、委員がおっしゃる気持ちと私どもも全く同じだと思います。そのことが2割なのか、15%なのかというのは動いてい

く中で具体的に進んでいく話だという認識で、今後とも強力に人件費の削減等々の行政経費の削減は進めていくというのが大前提だということは、私も共通の認識をしておるつもりでございます。

そのほか。はい、どうぞ。寺澤委員。

寺澤委員

松浦の寺澤です。実は、今の人件費の問題、財政計画にこれは関連をいたしますので、今までの協議会での提案というのは、職員の適正化という面から1割削減ということで、一応の目標ということで定めてあると、そのように思うわけですね。

ただ、前回の協議会の中でも申し上げましたけども、この問題については確かに事務機構、組織そういうものが明確にならなければ確たる、どういう適正な職員数でいくのかということとは出てこないと思う。

ただ、問題は今も話がありましたように、1割というのがどういう判断のもとになされておるのか。類団と比較すればわずかであると、こう言いながら、やはり私は一番この合併の目標というのは行政経費の削減ということが大きな目玉であると。また、住民もそのことに非常に関心を持っておるということはゆがめない事実だと、このように思うわけでございます。

ちなみに、対馬市では行政改革の推進委員会ということで新聞にもけさ出ておったようでございます。次年度の予算がどう立てられるかというようなことで、これは対馬市の問題でございます。出ておったということは、合併してすぐさまそういう問題に入ってくるということ想定していきますと、明確にそこら辺を、例えば10%を10年の目標としながらも、やはり行政職員でなければやれないものと、職員でなくても一般の住民でやれるものも私は山積しておると。そういうものについては、やっぱり徐々にそういうものを取り込みながら、さらに行政経費の削減に向けてやっていくんだというね、ある程度方向性を明確にしたやっぱり姿勢というものが必要じゃないかと。これはこの合併協議会だけの問題じゃない。やっぱり今後やるであろう、住民説明会等々においても一番ポイントになってくるものだと考えるわけでございますが、その点について、いま少し10%ということのその背景、そしてまた、今後の方向性というものを明確にひとつ示していただきたい。

以上です。

吉山会長

幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。基本的には行政経費を削減して、その経費を投資的経費に回す。まちづくりの経費に回すということを基本的に考えております。その行政経費の削減の一つの手法として、一番我々が具体的に取り組まなければならないということは職員数の削減という認識を持っておりまして、そのためにはやはりどういう考え方に立つかということになりますと、先般の協議会でもお答えいたしましたように、議員数が45名から20名になるということ。それから人口が2割以上減少するという。それからこの合併した1市2町が飛び地、あるいは離島であるということを踏まえながらも、やはりサービスを低下させないということ。これを基本にして行政組織機構がどうあるべきかということ。それと、今申されましたように、行政がすべてのことをやるということじゃなくて、やはり民間活力を生かして民間の方へ業務を委託して効率化を図ると、そういう基本的な考え方に立ったときに類似団体では10名であるけれども、会長が申し上げましたように、最低の目標として1割44名、あるいは50名という、そういう数字をもって今後具体的な職員数の削減に向かって取り組んでいくと、そういう考え方を持って今回修正の財政計画の数字をお示したところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。そうしますと、今幹事長の方からお答えがありましたが、そういうことで、今後住民説明会等々にも明確にひとつ説明をしていただけますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。ただいま申し上げたことは住民説明会でも具体的にお示しをして御説明し、理解を求めていきたいと考えております。

吉山会長

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村ですが、今までの行政を私も見てきたわけですが、いつも姿勢の中で論

じられるのは、やはり行政経費の削減であります。今日的には大きな課題だと思いますけれども、そこで、私どもも議会の中で人員削減については厳しく今まで取り上げてきたところでございますが、やはり先ほどお話がありました、類似団体比較を盾にとってやってこられたわけですよ。それで、決して類団に比較すれば多くはない。類団に比較して5人多いから、それはもう努力して減らしますと、これですうっとこられたですね。今後はそういったことを絶対に盾にしてもらっては困る。それじゃ市民は容認できません。

例えば、ここの北松の自治体は大体多いですね。南高来郡とか東彼は職員も少ないですよ。それは見ればわかりますが、ちょっと今メモをしてきましたけど、波佐見町が平成16年の決算で1万5,679人あって職員が総数117人、川棚町が1万5,591人あって134人、東彼杵町が9,810人あって95人、そして、ただ5,000ぐらいの人口のところは40人台なんですよ、南高あたりになりますと。やはり類団類団と言わんで、そこら辺はこの厳しい今市民の生活状況、これからの財政状況を十分先を見通しながら計画的にやはりこの職員については削減する目標を立てると、横並びの今の行政の体質はなかなか改善できない。初めから目標を立てて、市民にそういった説明をしてもらいたいというふうに強く要請をしておきます。

吉山会長

ほかに。はい、どうぞ、松瀬委員。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。ただいま職員数の問題での論議でございますけれども、それも含めまして、今後の対応に極めて重大な課題になってこようと思いますので、この新市建設計画につきましても、今までいろいろ確認してまいりました事項の中で、合併までに調整するという項目が非常に多いわけでございます。ただ、合併までに調整するというだけで、その取り扱いをどうするのか、方向はどのような方向で調整するのか、あるいは調整方針は何か、そうしたことが明らかになっていないと思うわけでございます。

したがって、住民説明会におきましても、合併までに調整すると言うだけで納得いただけるものといかないものがあると思います。したがって、可能な限り速やかに住民説明会をする前に、どのような調整の方向をもって検討しておるとか、あるいはどのような方法で調整する考えだとか、そうしたものをある程度明らかにしてもらいたいと思います。

それから、人員削減の問題についても申し上げておきたいと思いますが、前者が申し上げられましたように、類似団体方式で処理をされておるのは、まあいずれの団体もそう

だと思いますが、実態に即した職員の定数確保といいますが、それもひとつ重要な当面する課題だと思うわけでございます。

自治体によっては、業務内容によって類似団体と同等視するわけにいかないものもあるようでございます。いわゆる行政本体を外れましたいろんな福祉団体、あるいは福祉の施設等を抱えておりますと類似団体を超す人員が必要になってくる。それらも整理をして松浦市では保育所の民営化が進んでおりますけれども、そういうふうな形で定数削減になるような方策もひとつ検討をしていただかなきゃならんと、そういうふうなことを含めまして、まずは先ほど申し上げましたように、今後調整をされます方針なり、方向なり、方法なりを明確に示されるお考えがあるかどうか、その点をお伺いしておきたいと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今の御質問でございますが、前段の住民説明会等におけるですね、合併までに調整するということについての方針ということにつきましては、今回は20部会を設けさせていただいております。それはやはり事務を調整していく上において、この協議会でどのような御意見があったかということをも十分踏まえて調整をする必要があるということから、そういう20部会を設けさせていただいております。現在それぞれの部会で、どういう意見が協議会で出されて、どういう方向性があったかということ整理いたしております。したがって、その中において方向性が明らかになっているものについては、当然説明会の中でお示しできますが、突っ込んだ御意見がなかった分については今後それぞれの部会で協議をといたしますか、精査をするといえますか、そういう形で今後作業を進めていくことになると思いますので、すべてにおいて基本方針が示されるということはないと、その点については御理解をいただいておりますというふうに思っております。

それから、職員数の関係につきましては、先ほどからお答えいたしておりますように、私どもはやはりみずから厳しく対処して、住民皆様方の御理解がいただけるような考え方に立った御説明をしていきたいというふうに思っております。

松瀬委員

重ねて要請をしておきますけれども、私ども発言をしていいかわかりませんが、議会の自民会派の中では、今回はこうした合併への取り組みを住民にどうしたら十分理

解していただけるかというふうなことで、説明会を実は始めているわけでございますけれども、やはり調整をされるに当たっての具体的内容が説明できないという問題がございます。というのは、どうなるかわからんということでは、やっぱり市民の不信を買うだけであって合併への促進にはならない。だからある程度の方向をお示しいただきまして、大体こういうような方向で今後課題とされております調整しようという項目については対応されると、こういうような説明を加えませんか、ただ、合併までに調整します、合併してから調整します、合併してから新しく取り決めますというような形だけでは方向も、あるいは方針も見えないという姿の中では、私ども対応するにも自信が持てないということになってくるわけでございますので、ある程度の方向性はひとつ出すように努力をしていただきたい。特に関心の深い重要事項等につきましては、重点的にでも結構でございますので、そのように取り組みをしていただきたいと要請をしておきたいと思っております。

吉山会長

はい、宮本委員どうぞ。

宮本委員

皆さんの御意見に反論じゃないんですけれども、何か、こう先寂しいですな、皆さんのお話を聞いていると。人口が減りますよ。そして、それに対して人件費も少なくしますよ。人員も減らしますよと言っているんですよね。それをもう少し明確にせろ明確にせろと言われたって、そんな今からどうなるかは、そうわかるもんじゃないですよ。そして、ある程度雇用もしていかないと活性化もならないでしょう。これから合併して、この新松浦市がどう発展していくかということも考えていかないとですね、何もかも削減せろ削減せろでは、これでは先行き不安です。ですから、もっと大きい目で見ていていただきたいと。何のために合併するか。それは私どももいつまでするかわかりませんが、期日が決まればそれでもうやめます。相当人件費は削減できると思うんです。議会も3市町合わせますとどのくらいになりますか、それが20人になるわけですから相当人件費も減ります。それから、人員もどんどん減っていきますよ。減っていきますと、その想定をして最大限やっているわけでしょうから。ですから、そこをあんまり皆さん方に追及してもらおうと何か先行き不安ですな。非常に小さい松浦市ができるような気がします。もっとおおらかな気持ちで見ていただきたい。でしょう。そうしないとやっていけませんよ。計画が立ちませんよ。私はそう思います。

小さくせろ小さくせろ、それはいいです、いいんです。それは節減していかにかいかわ

けですから。しかし、その中に希望を見出して、こうやろうじゃないかと。新松浦市はこうあるべきじゃないか。もっと団結してですね、豊かになるようにやりたいなと思うんですがね、どうですか。あんまりそういう細かい追及ばかりしていくと、もう嫌になるというか、事務局も。じゃあどうすりゃいいのかということになるじゃないですか。ほどほどにしてもらいたいと思いますが。

もっと僕はね、次に忙しいんですがね。次にあるんですよ。新市をいつに設定するかという期日の問題もあるわけですよ。どんどん進めていただきたいと思うんです。

吉山会長

はい、御意見としておきます。

ただ、ちょっと待ってくださいね。先ほども松瀬委員が重要な部分等々については明らかにするようにという要請があったんですが、ちょっと事務局としてもどこなのかという部分があるだろうと思うんです。具体的にどういったですね、今後合併までに調整するという部分でどの部分の方針を明らかにしたらいいのかという部分を具体的に言っていただくと事務局サイドとしても整理がつきやすいと思いますので。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。1件ごとに重要な部分をとということでございます。すべて重要でございます。しかしながら、お示しいただいておりますことにつきましては、合併までに調整するということが非常に多い。そして、その項目ほど、やはり重要な項目になっておるようでございます。合併後の問題は大した問題じゃないと思うんです。いや、大した問題じゃないと申し上げると、大変語弊がありますけれども、合併後に調整できる項目につきましては、十分検討をされまして新市の段階で御検討いただけると思うんです。

合併までに調整するという、この項目を整理していただきたい。どういう方向で調整するというふうなことをお取り組みいただきたいと、こう御要請申し上げたわけでございます。

吉山会長

幹事長がちょっと思っているようですから。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。まず基本的には、やはり合併してこの地域がどういうまちになるか、夢の持てるまちづくりができるかということをも十分住民の皆様方に御説明する必要があるかと思っております。この点については、議論いただいております新市建設計画をやはりいろいろ

な手法を用いて御説明する必要があるというふうに思っております。

それから、2点目といたしましては、やはり住民の皆様方に痛みといいますか負担、そこに伴うことについては、やはりできるだけお示しをして御理解をいただいております必要があるんじゃないかと。いいことについては、そう余り、こういうふうになりますよということよりも、住民の皆様方に御負担をいただく分野については、やはり住民説明会等である程度この協議会で御確認いただいたこと、あるいは方向性をお示しいただいたことについてはできるだけ御説明をしていきたいと、そのように考えております。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほど宮本委員の方から余り細かなことを言うなど。夢がないぞということでしたが、僕は夢を持つために実はそういうことを言っているつもりなんですね。先ほど幹事長も言われましたように、投資的経費をふやすことが住民にとってはある種の夢だと思うんですね。そのためにはどこを削減していくのか。じゃあ、どこを減らしていくのかということところで一番の注目点が、そういう経費の削減というところが一番住民がある意味片方から言うと夢を持つことになるんだと思うんですね。

今まで従来どおりに全く中身が変わらないというので、じゃあ今後合併したからってどうやって夢を住民に見せることができるんだということなんですね。確かに、このビジョンを読めば素晴らしいことを書いてありますが、現実は今までやってきたことのただ単なる踏襲であるということは、それぞれ幹事会の皆さんがこの説明会のときにおっしゃっていたんで、結局夢は、新市になって新しい市長ができて、新しい市長のもとでしか夢は見れないんですね、住民は現状のところは。この合併協議会はじゃあ何をするかというと、そのために幾ら経費を削減していくんだということを真剣に詰めましょうというのが、この合併協議会の場だと僕は思っております。

したがって、真剣にそれを問うことによって住民に逆に夢を見せることになるんだと、そういうふうにとらえていかないと、余り細かいことを言うな細かいことを言うなで、僕だってあんまり細かいこと言いたくありませんよ。また、行政の皆さんを敵に回すようなことも僕は言いたくありません。しかし、現実問題としてそうせざるを得ないんでしょうということなんですね。そして、市民はそれをまた望んでいるんでしょうと。逆に市民はそういう

ことに幾らかの夢を抱いているんだということだと僕は思うんですね。

いわゆる合併は何のための合併かという、今後いわゆる細かな数字を打ち合わせするんじゃないくて、自立することを本来の目的としておるわけです。今までみたいに国に頼り、県に頼りつつだめですよということを実は突きつけられておるわけですから、現実的には今後知恵を出してもらわにゃいかんわけですよ。したがって、そのためにはいろんな形で知恵が出たときのための予算づくりとか、いろんなことのために今経費削減というのはある意味当たり前のことですね。だから、ひとつの先ほど1割に余りこだわるなということなんですが、実際数字を言うときには何らかの根拠が要るわけですから、根拠について、じゃあ住民は2割減りますよと。それで1割で市民が納得しますかということをお僕は聞いているわけですね。したがって、僕は経費削減の中で、やはりこの財政計画という部分が数字として出てくるわけですから、ここを見ざるを得ないわけですね。

それで、人件費が極端に言うと10年間で1割弱しか、1割も減っていないんですね、数字的に見ても。結局こういうことで実際皆さんが夢を見た合併になるのかどうかということはおはですね、行政側がもう少し真剣に真摯に受けとめてくれないと、なかなか住民はこれで合併に対して希望が持てるのかなというふうに思うわけですよ。

ですから、僕は以前から人間を減らさないとかね、そういうことを言っているつもりはないんです。人間を減らせばそれなりによくなるとは決して思っていない。だから、この10%職員が減るということは、これはもう当たり前のことなんだと、この間も言ったと思いますね。住民が2割減れば職員の1割減るぐらいのことは、これは当たり前なんです。こういう部分は経費削減と言わないんですよ。だから、それ以外のこととして人件費をこういうふうにやっけて下げますとかいう具体的な案を示さんと、なかなか住民としては納得いかないんじゃないかと。それがわからないというんで、例えばと僕は以前も言ったでしょう。新治村は残業させながら残業賃をすべてカットさせていますとか、いろんな方法は自分たちで考えてくださいよと。それを我々が考えないかのかと。そうじゃないでしょうと。皆さんが考えてくださいと。みずから考えてくださいと僕は言っております。行政経費の削減は隗より始めよという言葉があるように、皆さんも始めてもらわんと困るわけですよ。議員の皆さんは、ある意味ここでやっていただきました。僕は満足しておりませんが、それなりに努力はやっていただいて、それなりの20という数にはなったと思います。これと同じように行政側も同じような感覚でやっけてもらわないと住民は夢が持てないんですよ、現実的

に今の松浦では、1市2町の合併の今のままでは失望感の方が多くなると思いますよ。宮本委員、済みませんが、そういうことなんです。

吉山会長

寺澤委員、先ほど いいですね。

もう一度この人件費の問題ですね、私なりにちょっと整理をしておきたいと思うんですけども、類似団体との比較云々というのはもうないんですよ。正直申し上げてないんです。そんな中で行政経費を削減する大きな要素が人件費なんだという部分で、1割というものを最低の目標にして、今後具体的に民営化等々も含めた対応をしながらもっともっと減らすという努力をしていくという、そういう当然給与だとか、そういった部分も切り込む時期も来るでしょう。そういったこと等を含めながらさらに、もっと削減をしながら実は投資的経費に回す財源をできるだけ

(テープ中断)

という、その最低のラインとして実は今回の10%マイナスという目標を掲げて財政計画を立てたということです。それで満足して行動するというじゃないんだということは前提に、今後動いていかなくちやならんということをお互いしっかりしていかなくちやいかんと思う。

それから、協議ずうっとしておりますけれども、それぞれ御意見はあるんです、協議の場ですから。その御意見の中で、ずうっと今日までも協議会を重ねてまいりました。その結果として集大成の中で合意を見出しながらやってきておるわけですので、お互いやっぱり意見は出し合っていると思うんです。そのことは私も否定しないし、そういう方向の中で今日まで運営をしてきたつもりですので、御意見はですね、もう大概分という意見もあるにしても、具体的に詰めての議論というやつもやっぱりやっていくべきだという思いの中で、今後とも運営していきたいと思います。よろしく願いをしておきたいと。

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今の財政計画の件ですがね、会長は人件費について類団と比較ではなくて最低でも10%だということをおっしゃるんですが、実は本日配られた資料の中に、どういった根拠でこの財政計画をつくったかということで書かれているんですが、職員給の10%というのは県の支援システムの中で、もう既に合併10年後に職員数1割削減というシステム化されているわけですよ。それに数値をオンしただけの話でね、今会長がおっしゃるように、

努力目標云々ということではないわけですよ。ですから、ここの協議会の場で今こういう議論をして、会長がおっしゃるように、今後の人口形態だとか、そういったもろもろを見ながらさらに削減を図っていくという姿勢を協議会の場で確認したのであれば、この建設計画の歳出の人件費の欄にやはりそういった項目を書くべきではないかと思うんですよ。そこが明確になっていないものだから、やっぱりわからないということになるんじゃないかなと思うんですね。

それと、やはりこの財政計画というのは、これまで我々が確認してきた事項と見込みと、それと県のシステムの中に書かれていたものの混同しているわけですね。さまざまな数値が入っているわけですよ。そして、確かに議員定数については20名という確認をしていますから、ここは明確にできるんですが、ほかのさまざまな補助金ですとか、いろんな手当ですとか、そういったものについては確認してきた項目を積み上げてつくったものではないわけですね。だから、そういうことをもろもろ考えてくると、この財政計画というものの信頼性というか、本当にこのとおりできるのかということも含めて、やはり問題があるわけですね。ですから、そういったことも含めて少なくとも人件費については、先ほど会長がおっしゃるような方向でこの協議会で確認をしているわけですから、そのことを明確にして書くべきだし、あるいはこれまで決めてきた問題と、この中身との数値の若干の乖離があるところについては、そのこともきちっと明記するか、あるいは説明会の中できちっと説明しなければ、これは今後の住民の説明会の中でさまざまな混乱を来すのではないかと、そのように思いますので、その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

吉山会長

当然この財政計画も含んだ新市建設計画、素案の段階です。このことは冒頭企画部会長が言ったように、これから住民説明会等々を加える中でさらに修正すべきは修正し、そして県との調整というやつが当然起こってまいります。で、県との調整をして、その上で正式な財政計画も含んだ新市建設計画というやつが生まれてくるわけでございます。その一つの過程でございますので、まさしくいろんな意見が出て当然のことだと思うんです。

そこで、その書き込むべきではないかということです。私は、ここはきちっと住民の皆さん方に、これは最低目標なんですよということ。それ以上に行政経費を削減する一番大きな要素である人件費の削減については、もっともっとふやす努力をしていきますよという意味合いのものを、やっぱり明らかにしていかなくちゃならんと思っております。ですから、私

としては書くこと自体に異論はございません。そのことを付記することについてはですね。皆さんどうですか、そこら辺は。そういうことで、これはあくまでも最低目標としてとらえながら、もっと削減する努力をしていくんだということを明記する形の中で今後の対応をしていきたいと思います。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今の友田委員と同じようなことなんです、実は協議第15号はもう結局協議済みということになっているんですが、実は協議第15号の中で、そのときの協議の中で、給与体系については合併までに調整するという部分があるんですね。だから、これを早く示すべきだと思うんですね。

結局、先ほども松瀬委員が言われたように、こういうふうに「合併までに調整する」という全部積み残しで残っている部分があると思うんですね。きょう話に出てくる事務機構の問題もそうですが、結局こういう部分がもう少しきちとした形で示された上で住民説明会というふうな形に臨まないと。こういう部分を全部積み残しておいて合併までに調整する、住民説明会を終わらしてしまった後に合併までに調整する、その調整内容が住民が不満だと言え、またそれはどこかでやり直さなきゃいかんというような話にもなりかねないですから、やっぱりそういう部分については、きちっと住民説明会までにやっておくべきだと僕は思いますけれども。

吉山会長

はい、幹事長どうぞ。

友廣幹事長

住民説明会にそういう数値を示して説明しないと住民の納得がいただけないということについては、そういうことも理解できますが、これまで合併協議会の中におきまして合併までに調整するということにつきましては、確認をいただいたその方向性なり方針に基づいて、これからそれぞれの事務調整班で調整をしていき、この協議会に報告をして了解といたしますが、一応の了解をいただく方向で対応してまいりますということで御理解をいただいております。したがって、今申されますように、この新市建設計画をきょう確認といたしますか、了解いただきますと県と協議をしていくわけでございますし、2月2日の合併協議会では、これの確認をいただいて住民説明会に入りたいというふうに思っております。

期間的にも非常に短くございまして、今の池水委員の御意見につきましては、住民の方々にそこまでの作業をして説明をするという時間的な余裕がございませんので、今後その件については、この協議会にゆだねていただくという形でお願いをいたしたいというふうに思っております。

私もなかなかこの事務方の責任者として、今一つの不安を持っておりますのは、もうちょっと我々も努力をいたしますので、皆さん方も我々の努力については御理解いただいて、この合併協議会で議論されていることについては真摯にといたしますか、重く受けとめて、今後、事務調整作業に入っていきたいと、そういうかたい気持ちを持っておりますので、そこら辺はひとつ信頼をしていただきたいというふうに思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。この合併協議会がスタートした時点で、今度の1市2町は何が何でもまとめるんですよという気持ちで進むんですよということは、会長みずからおっしゃったと思うんですね。そして、そういう気持ちで皆さんここに集まっているんだと思いますね、この協議会委員というのはですね。もちろん、僕も一生懸命この1市2町の合併をせにゃいかんと思っておりますよ。だから、そのためにも住民が納得してもらえるような形でやらないと、1市5町のと看同じような形で、そういうことが起きたらいけないからこそ住民が一番関心のあることについては、きちっと説明できるように合併協議会としてコンセンサスを得てきましょうということ僕を言っているんですね。

したがって、合併までに調整するんだということは、どういうふうに調整するんだと聞かれたときに、調整内容は僕らも全くわからないじゃあ、恐らく住民サイドの方から、じゃあ、その結果ば持ってこいという話にしかならんわけです。それからたい話はとしかならんわけですね。それは住民の皆さんも、信用してください、信用してくださいという形になるが、僕は逆に住民の皆さんの言うことが当たり前だと思いますよ。信用してください、信用してくださいで、一番関心事のあることについては後回しだという話はね、そういうことだから逆に不信が生まれるんで、これずうっと以前からの問題ですよ。時間がない、時間がないと言いますが、給与体系ぐらい自分たちがさっと出せばそんなに時間かかる問題じゃないですし、もう少しそこら辺のところは出せるものを全部出せと言っているんじゃないで、そうい

う部分の市民が1市5町のとくにいろんな形で言っていたことに関して、きちっとした形で答えられるような形で合併協議会としては取りまとめをした方がいいんじゃないかと。このことは会長である市長も、1市5町のとくに松浦の市民の皆さんと打ち合わせの中でそういうことをいっぱい言われてきたんだと思うんですね。

僕もその会におりましたから、みんながどういうことを言っているかということは十分僕も知っていますよ。皆さんが一番知りたがっているところは実はそういうところなんですよと。ところが、そこが今回はまたぼかしながらいくと話では、なかなか難しいことにはなりませんかと僕は言っているんですけども。そして、それが合併後に我々の中だけで決めることで了解してくださいということに関しては、僕はなかなかそれは難しいんじゃないかなと。それは反対運動までは起きないにしても、ただ住民に不信感を残しただけで終わる合併になりかねはしないかというふうに危惧をしております。

吉山会長

これは先ほど松瀬委員もおっしゃったんですが、合併までに調整するという部分について、どう対応するのかというのが一つ問題があると思います。合併までに調整するということについては、過去においてもはっきり申し上げてきたのは、この合併協議会そのものは調印後も継続をしますので、その調整作業は、改めてこのステージに上がってくるんだというのが一つあります。あわせてもう一つ重要な要素は、議論としてあるのは、やっぱり行政経費を削減し、なおかつ住民皆様方のサービスが落ちない状況の中で投資的経費を確保し、新しい市を夢に向かって建設していくんだという大原則があるはずなんです。

したがって、今後の調整方針については、一例を挙げるならば先ほどから話題になっておる人件費の問題については1割を削減の最低目標とし、それ以上の削減を目指した行動をとっていくんだというのが、前提としてこれからの合併までの調整作業ということにつながっていくんだということですよ。ですから、そのことをもって私どもは住民皆様方に御理解をいただく。そして、調印後もその作業がどうなのかというのを合併協議会のステージで具体的に調整作業を決定づけながら新市に向かっていくという、そういうことで事を進めていきたいなと私自身は思っておるところでございます。

重々今日までの住民皆様方の思い、行政経費はとにかく人件費も含めて思い切ってやっぱり削減すべきなんだという、その強い思い、こういったものをしっかりと踏まえた上で今後の合併までの調整作業、あるいは合併後の具体的な行動というのが動いていかななくてはなら

ないということで、これから進めていく必要があるという強い認識を持っておるということを申し上げておきたいと思います。

松永副会長

福島委員として申し上げます。松永です。

お話を聞いておると、この合併というのはそんな革命みたいに変わるものかというふうな印象、ちょっとするんですね。行政というのはね、流れなんですよ、ずうっと今までの、から今後もずうっと。一つの流れの中にあるんです。それで、これで合併するからね、こんなに変わります、こんなに変わりますという住民に説明をしなきゃならんのかって。私はね、その流れがあって初めて行政が安定するし、それから住民も安心して行政を任せられると。合併は革命じゃないんですよ。だから、今までの流れとこれだけ努力しますというのを書いてあるんですね。こういう方向性を持っていきたいと書いてあるんです。池水委員、具体的に、こうしなさいこうしなさいとそこまでは見通しが見つからないと思うんですよ。だから、その流れが幾分変わります。行政というのは流れ、一連の流れの中に住民が安定して、安心していくというんだ。私はね、革命をね、ここで求めたいとは思いません。

特に松浦市と合併して福島町がね、どんなに、そんなどんでん返しみたいな変わり方をされちゃね、福島町から職員50何名おるけど、ほとんどおらんようになってしまうというような革命みたいなものを福島町は望んでいないんですよ。ある程度のやっぱり職員がおってもらわなきゃ困ると思っているんですよ。そこら辺をね、やはり皆さん方も合併は革命じゃないということを一つ認識していただきたい。恐らく松浦の住民もね、革命を望んでいるとは思いませんよ。

以上。

吉山会長

はい、御意見として承っておきます。池水委員、何か。はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今、松永副会長の言葉でそのまま終わると何かみんなが反省せにゃいかんような形になるんで、別段反論のつもりじゃないですが、松永副会長、僕も合併は革命だとは思っておりません。ただし、改革だとは思っております。やっぱり改めるべきところは改めるということで、何もかんもどんでん返しでひっくり返そうなんというつもりは毛頭ありませんが、今までで悪かったところはやっぱり改めるという部分が合併の大きな目的の一

つでもあろうかと思っておりますので、決して副会長がおっしゃったように、福島町から職員を全部減らすとか、そういう話には到底なるんじゃないかと、トータルの職員の中で余剰として、本当に必要な職員は置かなければいけない。しかし、じゃあ現状が本当にそうなのかどうかということも含めて、やっぱり考えにやいかんという話をしているんだろうと思います。

吉山会長

はい、松永副会長のお説に池水委員が補足をしていただいたということで、ある意味では大きな部分では共通の認識だろうという思いを持っております。

そのほかどうですかね。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。ただいま大変激論でございますけれども、やっぱり何事にもこれは賛否両論あると思います。

これはあくまでも計画でしようから、何十年先のことまではっきりした数字を出しなさいということは、これは無理な話だと私は思います。ですから、ここに書いてありますように、合併したらこれは退職者の補充の抑制により、10年間で最低1割は減らしますよという計画だと、こう思います。

それで、先ほどうちの町長である宮本委員からも話がありましたけれども、私、この人件費の削減ということについて、鷹島の場合をちょっと考えてみるわけですが、これは退職者がどんどん出てきます。そうすると、この補充をしていかないということは、若い人は入ってこないということなんですよ。何かそこに大きな企業でもあって雇用の場がありますれば、これは助かるでしょうけれども、役場に若い人が全然入ってこないようになると、我が鷹島は本当に寂しい島になっていくんだなというような感じをしております。それで、節約するところはそれはもう節約しなきゃいかないと、こう思います。

それで、今後はこういう計画のもとに合併をして、夢のあるやっぱり松浦市をつくっていくということで私はいいいんじゃないかなというように、こう思っております。それで一日も早い合併を望むわけでございますけれども、いろいろ地域住民との説明会もございましょうし、うちは大体4日の日に説明会をやるということに決まっておるようでございますけれども、松浦は大変長くかかるとでしようけれども、やっぱりできるだけ早目に説明会なりを開いていただいて、スムーズにこの合併ができますように私は願っておきたいと、こう思って

おります。

吉山会長

そのほか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）もうまとめてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、大切にしなくちゃならんのは行政経費を懸命に努力して下げていくんだという御意見がやっぱり強くあったということは、きちっと踏まえながら、しかも合併までに調整するという部分について重要事項、対応できる部分については住民の皆様方に、どういう基本的な方向性なのかというものが出せるようなこと、そういう努力も事務局サイドとして整理できる部分はできるように努力をするということを付す。さらにまた、表記として人件費の削減の問題等々については、最低目標としての1割削減なんだということを明確に表記しながら、新市建設計画の作成に関すること（その3）についてはまとめておきたいと思いますが、よろしいですか。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは、協議第20号 新市建設計画の作成に関すること（その3）につきましては、今先ほど申し上げました方向性の中でまとめることといたします。ありがとうございました。

じゃあ、ここで一たん休憩いたします。今20分ちょっと過ぎておりますので、11時30分まで休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

吉山会長

再開いたしますので、それぞれ御着席願います。

それでは、協議を再開いたします。

引き続き、協議第46号 合併の期日に関することについてを議題といたします。

前回からの継続協議事項でございます。事務局より改めて説明願います。

丸形事務局次長

協議第46号 合併の期日に関することではありますが、合併の期日は平成18年1月1日とするという前回と同様の御提案でございます。

なお、前回の協議会におきまして課題となっておりました、法人均等割の取り扱いにつきまして、この後、税務部会長より御説明を申し上げます。

資料につきましては、議案と同封しておりました、第9回松浦地域合併協議会参考資料の1、「合併の期日に関する事」資料ということで、御準備をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、まことに申しわけありませんが、資料に誤字がございましたので、説明に入ります前に修正をお願いいたします。「1. 市町村の配置分合があった場合の法人市民税均等割の取扱い」の文言の中で「配置分合」の「配」が間違っております。廃止するとか、廃棄物の「廃」に御訂正方をお願いいたします。それから、資料の1ページ、根拠法令を載せておりますが、この中で「配置分合」という表記が出てまいります。これもすべて「配置分合」の「配」の字を廃止する、廃棄物の「廃」に御訂正方をお願いいたします。

それでは、税務部会長より説明申し上げます。

中里税務部会長

税務部会長をしております松浦市の中里と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

前回、合併の期日に関する事の質疑の中で、法人住民税の均等割について、合併の期日によって影響額があるということで、その根拠となるものがいかなるものか。また、その合併の期日によってどういう均等割の影響額が出てくるかというような御質問があったということですので、この資料に基づきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページ目、根拠法令というところに、根拠法令を三つ挙げております。条文はちょっと省略しますが、地方税法の第8条の2第1項（市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継）ということでありまして、この下線部分のところだけ少し読ませていただきますと、「当該廃置分合により消滅した市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利 税で申しますと、課税をする権利というふうに思っていたいただければと思いますが、その権利 は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村の区域によって、当該承継市町村が承継する。」ということ。これが合併のときに、課税権が新しい市に継続していくと、承継していくという根拠になります。

それから、もう一つ、月割りの部分ですが、地方税法の第312条第4項というところで、均等割の課税という項目があります。基本的には1年間続いてある法人であれば、1年間分、12分の12月の均等割をいただくわけですが、年の中途中で法人が開設されたりいたしますと、

この例によって計算するということでありまして、この下線部分だけ読みますと、年の途中でということですが、「この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。」ということでありまして、これは、例えば9.5月法人が存在したということであれば、9月分をいただくというようなこととなります。

また、0.5月法人が存在していたということであれば、1月に満たないときは1月とするということでありまして、1月として計算するということとなります。こういう計算方式で法人の均等割の月数を計算していくということとなります。

それから、下の方は第8条の2のちょっと特別な例でありまして、ちょっと省略させていただきますので、次、2ページ目につきまして、どういう場合が均等割で月数で計算していくかというパターンを三つお示ししております。これはモデル、例でございますので、月の途中で合併があったということで、その当該法人が決算月によってそれぞれ、決算月が違っていると端数の計算が違ってくるといふモデルケースをお示ししております。

1番目ですが、合併の期日を例えば18年の1月15日という設定でいたしますと、この場合は、この当該法人は17年4月1日から18年3月31日までの事業年度を持った法人という想定でしておりますが、この場合、合併がなければ、当然12カ月分の均等割をいただくわけですが、合併が年の途中、特に月の途中でございまして、18年1月15日の合併の日となりますと、17年の4月1日から18年の1月15日までが9.5月となります。これが旧市町村の部分で計算するというものでございまして、それは9.5月ということですので、1カ月未満の端数切り捨てが生じますので、9月ということになります。それから、新しい市になりますと、1月15日から3月31日までが新しい市の部分に該当いたします。これは2.5月ですので、これも端数が切り捨てられまして、2月ということでありまして、合計しますと、11月分の均等割というものを新しい市の方に申告していただくということとなります。

それから、2番目のパターンですが、合併の期日を1月15日としておりますが、ちょっと事業年度が少し異なっております。これは2月1日から1月31日まで、1月決算法人というのが影響が出てきますが、この場合、17年2月1日から18年1月14日までが旧市町村で計算する部分、これが11.5月分。それから、新しい市 新市で計算する部分が0.5月分となります。11.5月分につきましては端数切り捨ての関係で11月分と。それから0.5月の分は、これは先ほど御説明いたしまして、1月に満たないときは1月と計算するという切り上げにな

りますので、合計しますと、12月分の均等割を計算して課税するというパターンでございます。

それから、もう一つが、事業年度が1月1日から12月31日、12月決算法人の場合ですが、1月1日から1月14日までは旧市町村の分0.5月、それから、1月15日から12月31日までは新市の分ということで11.5月ということで、0.5月分が切り上げられまして1カ月分、それから新市の分が11カ月分ということで、合計12カ月分を新しい市 新松浦市の方に申告していただくということで、この場合は12カ月分丸々課税になるというようなことです。

3ページ目でございますが、こうした計算で合併の期日のパターンによりまして、また決算法人が1月、2月、3月という法人が分布しております関係で、法人住民税の均等割の減収額12分の11として計算したときに、1月分がもらえない額というものをそれぞれ15年度決算実績で計算しております。

ちなみに、1番と3番と5番、合併の期日が月の初日の場合は端数切り捨ての関係が出てまいりませんので、減収額は生じませんので、すべての法人で12分の12月分の均等割額をいただくということになります。

2番、4番、6番ということで、合併の期日がそれぞれ1月の中途、それから2月の中途、3月の中途でそれぞれ減収額が少しずつ違っております。

2番で申しますと、1月2日から1月31日までに合併の期日が設定されますと、12月決算法人、それから1月決算法人が12分の12いただくことになります。それ以外の法人につきましては、12分の11の均等割を課税ということになりますので、4,978,100円の減収になるということです。

それから、4番目のパターンですが、これは1月決算法人と2月決算法人のパターンですが、ここの1月決算法人、2月決算法人については、12分の12月いただくわけですが、それ以外の法人につきましては、12分の11月いただくわけでございますので、5,011,700円の減収が生じるということです。

それから6番目、3月の中途、3月の末日までに合併となりますと、2月法人と3月法人についてが12分の12月の均等割をいただくということで、それ以外の法人については、12分の11月ということで、1,820,100円ということです。

ちなみに法人の中で、3月決算法人が一番多いということでもございます関係で、12分の12月もらう法人が3月法人としては影響が出てくるというようなことがありまして、3月の

中途の場合が一番影響額が少ないということになります。

おおよそ法人の分布を見ますと、3月法人に集中しておるといことがありますので、1月、2月、3月というパターンをお示ししておりますが、それ以外の合併であっても、例えば12月の中途、11月の中途であっても、おおよそ5,000千円程度の減収額が生じるのではないかと考えられます。

以上でございます。

吉山会長

ただいま協議第46号 合併の期日に関することについて、前回課題となっておりました部分等々の説明を含めて説明が終わったところでございます。

これより議論に入りたいと思います。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島で松本でございます。前回、第8回の協議会の折には、1月の7、8、9の連休を利用して合併してはどうかという発言をいたしておりました。

しかし、法人均等割の減収、それと、もう一つは特別職の報酬ですね。四役、議員、この報酬が月に約20,000千円ぐらいになっておるようでございまして、この二つを考えると、1月1日で結構でございますので、賛同いたします。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね、宮本委員。山口委員からどうぞ。

山口委員

福島で山口です。今、松本委員さんの方から1月20,000千円ぐらいの議員、それから四役さんの経費が要るということですが、もう一度確認いたしますけれども、仮に福島が1月8日を提案された、この前のときは要望されたわけですが、途中でやった場合、議員さんの、それから四役さんの、それが月割りになったのか、日割りになったものか、その辺をはっきりさせてから話をさせていただきます。

吉山会長

はい、事務局。

丸形事務局次長

特別職の報酬につきましては、日割り計算となっております。議会議員につきましても同じでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

福島の子口です。日割りということですがけれども、再度確認いたします。

私の調べたところによりますと、四役さんにつきましては日割りと聞いております。議員さんにつきましては、途中でやめても、失職した場合は1カ月分と聞いておりますけれども、その辺を再確認させていただきます。ちょっと私が勘違いしておったら困りますから。

丸形事務局次長

済みません。松浦市につきましては、議会議員は日割り計算でございます。(「よかですかね」と呼ぶ者あり)ちょっと調べさせていただきます。

済みません、福島町、鷹島町につきましては、月割りということでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

わかりました。そしたら、全然事務局のお答えが違ったわけですね。松浦については日割りだけれども、2町については月割り、1カ月分を支払うということですね、失職した場合に。そうした場合、今、松本さんから言われたとおり、福島については1月8日提案、この前のときにされたと思います。どうだろうかという相談、話があったかと思っておりますけれども、それを踏まえたときに、4日、9日に仮に合併したときに、議員さんを1カ月分やるというのはどうしたもんだらうかということにぶつかるわけですね、はっきり言いまして。8日も出て、私は初めはもう最後に首長さん、それから議会の方も、最後の仕事を出初め式なりそれなり、成人式なりしていただきたいなという希望もあったわけですね。その中で8日にした場合にどうだろうという話もしておいたわけですが、調べたらちょっと状況が変わったというかな、その中で私は、そうした場合はやっぱり住民としては少し納得いかない。

それから、鷹島の方が3月1日という話があったわけですが、それぞれに理由があって言われたわけですがけれども、これについても一回1月1日に提案したものを3月1日に延ばすということは、考えようでは在任特例を使うたような感じがするわけですね。それよりかもう少し、在任特例よりかちょっとまた不具の悪かということは、在任特例の場合は新しい議員さんが、それぞれ新しい市の議員さんになって、それぞれにそれぞれの市町の話の前向き

に話されると。今回の場合はもう目に見えた、失職するとわかった中で、それだけの活動ができるか、私は在任特例と含めてちょっとそういう感覚も持つということ考えた場合は、2カ月すれば40,000千円、給料だけです。ほかにいろいろもろもろの経費も要るでしょう。そうした場合、私はやっぱり1月1日、1年で一番いい日、1月1日がいいんじゃないかなろうかって私は思います。

初めちょっとこう、あと行事とか何かはそれぞれにまたあと10カ月ありますから、どういう形でなさるのは研究なさるとは思いますけれども、それを考えた場合は、1月1日の提案でよかっちなかろうかと私は思いますけれども。

吉山会長

はい、何か先ほど、よろしいですか。宮本委員どうぞ。

宮本委員

鷹島の宮本です。ただいまの福島の2人のお方に対して、反論じゃないんですけども、私たちそれぞれ自治体の長として、責任を持って住民のためにいろんな行事をしてきておるわけですけども、1月1日といいますと非常に慌ただしいんですね。12月中に閉庁をせいやいかんということですね。そして、もろもろ1月中に、例えば私のところでいいますと、年始交歓会をして、その後、成人式をいたします。そうすると、1月5日には御承知のように出初め式があります。これはもろもろ、1月の月の当初のもろもろの行事がございます。そうしますと、今度は2月に入りますと、駅伝大会も控えております。これらをやっぱりできれば全うして、そして新市にバトンタッチしたいという気持ちがあるんですね。と同時に、それぞれの町で住民の説明をしていくわけでしょうけれども、特に私ども、福島もそうでしょうけど、私どもはこの新市の計画につきましてね、どなたも異存をする町民はおらないと思います。全部私どもに一任しておりますので、これはもう待たなしでスムーズにいくと思うんです。

ただ、引っかかるのは松浦市なんですね。松浦市は6カ所で説明をしていくというんですが、かねて私が申し上げているのは、当てにならないのは、例えば会をしても10人が15人しか集まらない。そして、仮に6カ所回ったとしても、それで決まりじゃないと。住民の集まりが少なかったやないかと、もう一回やり直せと、こういうことが起きているんですね、1市5町のときに。これは私ははっきり申し上げて、松浦市は本当に当てになりません。ですから、恐らく6カ所といってもね、もう何日も何日もかかって、果たしてこの1月1日に

間に合うような設定ができるのかなと、そんな気がいたします。

ですから最大限、この合併特例法を最大限に有効に使うためには3月1日がしかるべきじゃないかなと。事務的にも組織、あるいはいろいろございますね。電算システム。これ一番問題になるのは電算システムだと思うんですが、これは予算は3月当初にとらないと間に合わない。そんな危なっかしい予算のとり方、それから電算のあり方について疑問が残ります。それよりも、すきとした形ができるのは3月1日じゃないかと。最大限にもろもろ有効に使っていった方が後々、後顧の憂いなく新市にボタンタッチできるという気がしてならないわけです。

ですから、非常に虫のいいお願いをしておるわけですがけれども、1カ月あるいは2カ月足らずの延長になるわけですがけれども、決して私どもは、この自分の今の権限、地位を保ちたいがために3月1日にしてくれと言っているんじゃないんです。もろもろすべてのものをすきとした形で終わらせて、鷹島も福島も松浦もすきとした形で終わらせて、新市の発足を3月1日と。これは日にちも覚えやすいし、私はこの日が一番妥当じゃないかなと、そんなふうに思っております。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。

ただ、途中のお話の中でも松浦市は当てにならないということで、これはそういう思いがあったにしても、こういう公の場で言う話じゃないと思いますので、そのことについては議事録から削除をさせていただきます。はい、どうぞ。

田中委員

松浦の田中です。当てにならない市民の一人ですけど、1市5町の方ですごく失敗をされたので、今度は市民はもう確実にいろんな話を聞きたいと思って必ず行くと思います。そういうことを少ないとか言わないでください。よろしくお願いします。もう私の周りの市民も行くと言っています。やっぱり1市5町で失敗を見ているので、今度はきちんととどめようということです。

私は1月1日でよろしいと思います。条例などの整備、電算システム、前回電算システムの件で議論がありましたけど、期間はこの1月1日に間に合うようにということ、それと、法人市民税の減収額を1月1日はゼロということで、総合的に見回して1月1日がいいんじゃないかと思います。

それから余談ですが、「いい日旅立ち」ということで1月1日です。

吉山会長

はい、そのほか。永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田です。やはりこれは、私が思うには、情でいって決めるものなのか。もともとその合併する目的は何であったのかというところを考えた場合をすれば、やはり1月1日であって、いつも出てくるのが電算システム、電算システム、これずるずるずるずる延ばせば延ばすほど、この仕事は動かないんじゃないかと思うんですよ、電算システムの方も。

だから、やはり当初にここに上がってきましたように、福島の方でも1月7日、8日と言っていたものを情的なものじゃなくって、やっぱり合併なぜしなければいけなかったのかを拠点に考えたときに、やはりこの提案どおりの1月1日がいいんじゃないかなということで、私もこの方に賛成をしております。

以上です。

吉山会長

そのほか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。この合併期日の問題については、事務局の方から法人市民税の減収の問題について説明もありました。

これをさかのぼって見ますと、大変いろいろな段階を踏まえて今日まで来たわけですが、合併を目指してやるということになれば、1カ月でも早くやるべきだという声が私は大半であったと。その中で電算センター、電算システムがいつまでできるのかということが一つのこの合併期日の決め手であったと。そこをいろいろ電算関係、事務関係を含めて、全体的に10カ月で何とか仕上げようと、それがやっぱり担当としての、しかも、安全圏として、それまで何とかやりますよということから出てきたのが18年の1月1日という提案であったと、私はそのように理解をしております。

それと、いま一つは、即時解散、選挙ということで突入していくわけですが、新しい議会ということになりますと、恐らく3月議会に定例は突入していく、それに向けては、やっぱりすべてのものがクリアできる中で、新しい議会のスタートを切るべきだということから考え合わせてみても、やはり1月1日ではないかということを考えておるところでござ

います。

なお、このことについても、私どもの議会の中でもいろいろ異論もございました。しかしながら、やはりこれを逃がしていくという、その根拠というものが非常に乏しいと思います。やっぱりできるだけ早くという、一つの合併の目的からしてもそういうことを考えていった場合に、やっぱり提案をされた期日に合わせていくというのが筋じゃないかということでございます。

なお、先ほど宮本委員さんの方から話が出ました。確かに首長という立場にある方々については、年明けになると、いろんな公式行事が入ります。

しかし、私は、あくまでも職務代理者という者があるわけですから、それでひとつこなしてもらいたい。そして、あくまでもきれいなスタートを切るということにしてもらいたいなと、私はそういう考え方のもとに1月1日をやっぱり合併の期日とすべきじゃないかと、このように考えております。

吉山会長

そのほか。ございませんか。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。先般の第8回の協議会では、福島町はやはり成人式と消防出初め式の関係から7、8、9日を主張したわけですけれども、やはりこのきょうの資料を見てみまして、新市の財政上の問題、それと、早く執行部を立ち上げて新しい市の門出を早くしたいということで、私も1月1日、提案どおりの1月1日に賛成をいたします。

吉山会長

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。冒頭宮本町長から言われましたので、なかなか鷹島町の委員としては申し上げにくいところもあるわけですが、まず当初、前回の鷹島町でありましたときの協議会の折には、継続ということになったわけですが、電算システムが大体でき上がると、整備統合ができるというのを見計らって、1月1日という設定をされたと。

それと同時に、この資料をまず私初めに見て思ったことは、やっぱりさっき松本委員からおっしゃられたように、この行政経費のことですね。ちょっとこれに引っかかったわけですが、先ほどからもいろいろ経費削減のことで議論されておりましたけれども、やはりこれ

は大変この特別職にあられる方に対してはいろいろ思いもあられることと思うんですが、合併が早くなれば、それだけ早く失職するわけになると思います。また、それに伴うてやっぱり退職者が多くなれば、当然退職金も余計払わにゃいかんということは、これは理解しております。

私も3月1日ではどうかという考えは持っておったんですが、課税関係、また行政経費の点を見ると、20,000千円まではいかないでしょうけれども、かなりの金額に上がるんだなということで思っております。それで、やはりできれば一日も早い合併の期日を設定した方がいいんじゃないかなと、このように今は思っております。

それで、福島町さん、松浦市さん、1月1日というようなことで主張をされておりますけれども、出初め式、成人式、いろいろもろもろ行事はあります。

しかし、やはり職務代理者というものがありますので、何とかそこはそこでこなされていくんじゃないかなと、このように思っておりますので、私としても、もうできれば一日も早い1月1日でいった方がいいかなと、このように思っております。

以上です。

吉山会長

そのほか。はい、廣瀬委員どうぞ。

廣瀬委員

鷹島の廣瀬です。先ほどから合併期日の件で話もろもろ出ておりますけれども、私が一番心配することは、先ほど新市の建設計画の中で出ましたように、合併までに調整する、合併後調整するという項目が非常に多うございます。

そういうことで、1月1日にしたときに、それまでに合併までにするとかという項目が非常に多いわけですがけれども、果たしてその1日ということに期限を切って協議をしたときに満足のいく調整ができるものかどうか。そこら付近が非常に気になる場所ですけれども、期日を切った、1月1日ということにしたことによって駆け込み的なことで調整がなされるんじゃないかという、そういう心配もあります。そこら付近について、事務方の方でどのようなお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。合併までに調整するということについては、今後精力的にそれぞれ1市2町の担当の方とそれぞれの部会で調整をしております。この調整分については、そう事務方としては心配いたしておりませんが、これまで議論になりましたとおり、電算システムがどうかということが一番の課題でございます、それが10カ月あればできると。

先ほどお話がございましたとおり、3月に予算化、議決をいただければ、10カ月が確保できるわけでございますので、その合併までに調整するということについては、この前の協議会でもいろいろお話ございましたとおり、最終的な段階で協議会へ、このような調整をいたしましたということやなくて、やはりこのような調整をいたしましたということをこの協議会に御報告して、いろいろ御検討、御意見をいただいて、いや、それはちょっと調整する必要があるんじゃないかという御意見があった場合は、それを受けとめて調整をして、新たなスタートが切れるような調整をすると、そういう考え方に立っておるところでございます。そういう時間的な余裕を持った調整作業を進めていきたいというふうに考えております。

吉山会長

よろしいですね。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、時間もあれですから、前回に継続ということの中での議論をいただいたわけです。ほぼ議論は出尽くしつつあるのかなという判断をいたします。

そこで、対立する部分というのは確かにあるわけですが、大方の流れとして、事務局の提案の流れで、1月1日ということで御意見が大方傾いておるかなという思いを持っております。

そこで、ここで結論を出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第46号 合併の期日に関することについて結論を導き出したいと思います。事務局提案どおり合併の期日については18年の1月1日とするということで、よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように決定をいたします。ありがとうございました。

ここで、昼食休憩に入ります。時間を少しずらせ、申しわけございませんでした。

再開は一応1時ということで。

午後0時9分 休憩

午後0時59分 再開

吉山会長

大変昼の休憩時間少なくて恐縮ですけれども、午後1時になりましたので、協議を再開いたします。

次は、協議第47号、継続協議でございますけれども、事務機構及び組織の取扱いに関することについてを議題といたします。

引き続き、事務局より説明をいたさせます。総務部会長どうぞ。

鴨川事務局職員

総務部会長が欠席しておりますので、私の方から説明をさせていただきます。福島町の鴨川といいます。よろしく願いいたします。

協議第47号（協定項目5号）事務機構及び組織の取扱いに関すること。調整内容といたしましては、前回と同じ内容で提案をさせていただきます。

新市の事務機構及び組織については、「新市における事務機構及び組織の整備方針」に基づいて、合併までに調整する。

新市の組織編成にあたっては、住民への行政サービスが低下しないよう十分配慮するとしております。

新市における事務機構及び組織の整備方針であります。まず一つ目に、住民にとって利用しやすく住民の声を市政に反映できる事務機構、組織を構築する。

それから、二つ目として、住民への行政サービスについては、一層の向上に適應できる事務機構、組織を構築する。

3点目に、地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ適確に対応できる事務機構、組織を構築する。

4点目として、指揮系統がわかりやすく、事務処理が効率的で、責任の所在が明確な事務機構、組織を構築するという整備方針でございます。

それから、前回協議会におきまして質疑、質問等がございました5点目について、部会あるいは幹事会等で検討した結果について御報告をさせていただきます。

まず、1点目の支所の名称についてでございます。

福島役場、鷹島役場としてほしいということでありますけれども、これにつきましては、議案に提案しておりますとおり、事務機構上は地方自治法に規定する事務所の位置付けとして、同法にうたう支所という名称として、御意見の役場という名称につきましては、愛称として看板等に工夫をすることが可能だと考えております。したがって、名称につきましては福島支所、鷹島支所とするものでございます。

このことについての主な考え方といたしましては、一市五町合併協議の折に、役場の名称を用いることについて総務省に照会を行った経緯があります。違法ではないが、町村の本庁舎を示す名称であり適切でないとの見解があったこと。

それから、他の合併先進地の事例を見ても、合併後の旧町村の役場については支所の名称とすることが多く、自治体間での機構上の名称として一般的であると考えられること。

それから、市役所という名所は市の中核的事務所を称しまして、また役場という名称は町村の中核的事務所を称するという行政機構上の認識に基づくときに、合併後に、松浦市福島支所のことを松浦市福島役場という名称を用いるということになれば、この名称は対外的に新市が市なのか、あるいは町村なのか、紛らわしく誤解を招く表現となり適当でないと思われるということでございます。

それから、3自治体が合併して新市として誕生し、新自治体として事務機構を整備することとなる中で、町としての役場という名称を墨守することは、新市として一体性を図る上で適当ではないのではないかと考えております。行政機構上の支所という名称と定めても、地域住民が役場という愛称や通称で表現しても、特段差し支えはないと考えております。

次に、新市の事務機構及び組織における指揮命令系統の確立についての意見でございますが、提案内容では、本庁に課制を、また支所にも課制を設置することとなっております、新市の事務遂行上の指揮命令は適切に確立できるのかという御質問でございますが、これにつきまして、支所業務に関しましては提案のとおり、合併時のサービス業務の混乱を避けるために、またサービスの低下を招かないように全庁的な政策的業務、あるいは管理業務を除いては、現在町が実施中の事務についてはその継続性を考慮して、引き続き各支所において住民対応の事務処理を行う必要があると言えます。

現時点では、支所における事務事業は各町管内における道路等の公共施設の維持管理と窓口での住民サービスが主な所管事務事業と考えております。前者については、支所配分の予算の枠内で支所長の権限で一定の事務実施が可能でありまして、後者については、事務のほとんどが法定事務、あるいは市の条例等に基づく事務でありまして、規定の基準もしくは手続に準拠して処理を行うものであります。

これらにつきましては、本庁所管課と協議調整を行いながら処理するものであり、支所長の権限のもとでの処理が可能であると考えます。

合併後の事務処理の流れについては、指揮命令系統を明確にして、本庁と支所間でのそごを生じないようにし、新市住民が等しく公平な行政サービスを受受できるような組織を構築する考えであります。このため、新市の組織においては全庁的な業務の調整会議を定期的開催するとともに、事務改善に努めたいと思っております。また、本庁と支所間での合併後の事務事業の調整を図るために、あわせて行財政改革の取り組みも積極的に進めていく必要があります。新市の事務事業の調整をつかさどる部署の設置も、組織編成の一環として検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、新市の事務機構及び組織における行政委員会組織の設置関係でございますが、質問といたしまして、質問がありました行政委員会の業務は、新市事務機構及び組織における支所内での位置づけや業務内容はどうなるのかという質問でございますが、教育委員会を除く各種行政委員会の事務につきましては、各支所に業務担当者を配置し、各支所の総務管理課、もしくは関係管理課に兼務職員として配置ということでありまして、本庁事務局と調整を図りながら、関係業務の庶務ほか窓口業務について、必要な事務処理の遂行は可能であると考えております。

ただ、教育委員会に関しましては、学校教育に係る業務のほか、所管する事務も多岐にわたっておりまして、また管理する施設も多い現状であります。

このことから、同委員会の組織編成に当たりましては、新市における教育方針を念頭に置きながら、また現在の町の事務事業の継続性を考慮して、住民サービスに支障を来さないよう、相応の担当部署 例え分室等の設置とか、そういうことで職員の配置が必要だと考えております。したがって、行政委員会の組織のあり方につきましては、今後1市2町の各委員会と協議調整を図りながら検討するものとしております。

次に、現在の松浦市の建設課、都市計画課、下水道課は統合できないか。各課とも建設関

連事業を扱っているため、相談窓口がわかりにくいという質問、御意見でございますが、これにつきまして、事務事業の内容に応じて関係業務の内容や量を考慮した上で、業務の分担という考えから必要な課や係を設置しており、一人の課長が指揮監督し、管理できる業務量を勘案して編成しているものであります。相談窓口がわかりにくいとのことですので、各課の対応業務の見直しという点で御提言があったものと受けとめ、このことについても新市の事務機構及び組織の編成に当たりまして、留意すべき事項としてとらえてまいりたいと考えております。

それから、支所長に相当の権限を付与するとはどういうことかという御質問、御意見でございますけれども、前回説明いたしましたとおり、現福島、鷹島における支所業務につきましては、合併当初において住民サービスが円滑に新市業務として移行できるように、また、現在の事務事業の継続性と離島や飛び地であるという地理的な特性を考慮し、各地域での窓口業務や施設管理については、その管内での即時的な対応が求められると考えます。このため、支所長に対しては、これに必要な職権を付与する必要があるとするもので、管内の施設の維持補修等の管理業務や災害等の緊急時の対応、支所職員の指揮監督と人事配置等について、地域実情に即した権限を備えるものとするものであります。

具体的なその権限の内容、いわゆる専決処分の範囲については、今後進めてまいります事務事業一元化に向けての事務調整を見極めて、例えば工事請負を発注する場合の工事金額の限度額や物品の製造や購入に係る限度額、または土地の取引に係る面積と価格の範囲など、これら予算執行における処分の範囲について、あるいは支所内職員に対する人事権の行使権限等について、現町の 現在の町ですね。現町の実態に即した内容を、また他の合併先例地等を参考にし、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

吉山会長

ただいま協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することについて整備方針と、それから前回の質問の内容に対する見解、こういった等々含めて説明が終わったところです。

これより継続して協議に移りたいと思います。御意見、御質問等々受けたいと。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。前回、8回の協議会の折に、福島支所を役場という名称でということ

お願いしたわけでございます。この考えは前回の発言と全く変わっておりません。

先ほど事務局の方から、愛称として使うのは結構だという説明だったと思うわけでございまして、愛称で町民が寄ってくる場合、やはり看板には役場と書かせていただきたいと思うんですね。前回は申しましたように、事務的には支所ということで結構です。だから、財政的にも全く負担はないわけですね、新市にとっては。それと、事務能率からしても支所扱いでいいんですから、全く影響がないわけでございますので、それぐらいは認めていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。

例えば、こっちの本土の方の支所ですね。これも出張所的な性格だが、支所としてという前回の話があったと思います。なぜこうするのか。やはり住民の意思を尊重してなさっておることございまして、福島とても同じでございます。ですから、ぜひ聞き入れていただきたいと思います。

以上です。

吉山会長

今の、前回の御意見等々の流れの中で、条例上の取り扱いとしてはもう支所でいいにしても、看板ぐらいは役場と表記できんかという、ぜひという御意見でございました。

しばらく意見を交わし合いたいと思います。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今おっしゃるように看板、愛称をそういったふうにしたいというお気持ちはよくわかりますし、松浦の場合も生涯学習センターを住民の皆さんに公募して「きらきら21」と呼んでいます。これは愛称なわけですね。ですから、それも行政上は生涯学習センターといいながら看板はかかっているわけですから、そのように考えればいいのかと、私個人的には思っています。

ただ心配するのは、私どもの議会でも出たんですが、例えば電話の窓口で、福島の住民の方が、その行政上は支所であって愛称は役場と言われるところに電話をかけられたとする。そしたら「はい、福島支所です」と答えられるのか、「はい、福島役場」と答えられるのか。これは行政上はということになると、支所なんですよと。そのあたりがね、混乱するんじゃないのかと。そのあたりの混乱を招いて、後々現福島町さんの住民の方々が混乱するようなことがあるのであれば、最初から支所とした方がいいんじゃないのかなという、そういう心配する意見も出ておりましたので、このあたりは、行政上はということであればやっぱり支

所なのかなと。この時点であんまり心配し過ぎかもしれませんが、やっぱりここで名称を決めてしまうと、そういったその心配もあるということですので、そのあたりはぜひ整理をした方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

吉山会長

条例上支所とし、なおかつ愛称を看板に掲げる云々といったときに、住民皆さん方の混乱がどうなのかという懸念が今出されたところでした。

引き続きどうぞ、御意見を承りたいと思いますが、はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田ですけれども、本当にそうですね、福島役場と使った場合に紛らわしいという部分がやっぱり出てくると思うんですね。私もちょっと同じ福島でありながら、この際、本当に福島支所とすっきりした方がいいんじゃないかって思います。

ただし、それにはまた別の意味があるからそういうふうに申し上げられるのです。それはどういうことかと言いましたら、松浦市の中に支所というのがやはり上志佐とか調川、今福、御厨とかあるわけですね。そちらの部分が出張所と変えてくだされば問題はないんですけれども、それはわがままなことなんでしょうか。そこらあたりもちょっと御配慮をいただけたら、そうか、本当にそうねて、役場はしかたないという感じなんですけれども、そこらあたりについてのお考え方はいかがでしょうか、お願いいたします。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

今の松浦支所の方を出張所と、鷹島、福島は支所で結構だというようなお話だったかと思うんですが、出張所であろうと支所であろうと、どこがどういうふうに違うのかという部分は余り住民サイドには関係なかつちなかなと僕は思いよつとですたいね。

例えば出張所をついたけんていうて、例えば今、松浦の方が出張所をついたとなれば、もう感情論だけで中身はほとんど変わらんわけですね、現実的にはですね。市民サービスの上ではですね。ただ、名前が変わることによって、逆に今度は松浦市のそういう市民感情を掘り起こす必要もあえてないのかなっていう気もしているんですね。

そこで、鷹島とか福島の方が役場とか支所とかいう部分に対して、出張所にせろとかいうこだわられる部分が、ただ住民感情論だけなのか、それとも、例えば支所に鷹島、福島を支

所にすることによって、松浦の今ある支所と同じような形での業務取り扱いになっていくんだという別な意味での心配事で支所と出張所と分けろということであれば、それはまた議論する余地があるかと思うんですが、感情論だけの話だったら、かえって寝た子を起こすような形にもなりますので、そういう部分では、逆に差別化をする必要はないじゃないかと思っておりますから、どちらの方の形でその支所と出張所を分けろとおっしゃっているのが、逆にそっちの方を説明していただけませんか。

吉山会長

永田委員、はいどうぞ。

永田委員

永田です。何かこう小さくなっていってしまうような、最初のうちは福島支所と言うていたものが、だんだんと小さくなっていきそうな部分がなきにしもあらずってところが、ちょっと私の浅はかな考えだったかなと思います。そこら辺でちょっとこだわったんですけども。

私も福島町の中でも自分の持つちょっと団体、全員にじゃなかったんですけども、ちょっと尋ねてみたり、それから地域の方々に「こんなして合併する場合に名前が変わって、例えば役場が消えて支所となるわけよね。そういう意見もあるんだけど」って言ったとき、「それはもう合併するんだからこだわり、役場が残っていたらまたかえってこんがらがる場合もあるよね。もうこの際、支所というのがすっきりするんじゃないかな」ということも聞きはしたんですけども、少しそこら辺の出張所と支所に関しては、何か自分の思いというのが何か細くなるような気がしたもんですから心配して、ちょっと意見を述べてみました。

でも、同じ福島町の中でもやっぱり役場を残したいという、本当にですね、私はもう本当に一町民であって小さな考え方で、諸先輩の福島町の方々にしてみたら、やっぱり役場というのにはこだわられるのも当然じゃないかなという気持ちは持っております。

吉山会長

はい、どうぞ、松永副会長。

松永副会長

松永でございます。理論的なものを言いますとね、「役」という字がどういう意味を持っているか引いたことありますか。人のためにやる仕事を「役」というんですよ。支所というのには、全然その人のためにやるという「役」という字がなくなるんです。

それから、もう一つは、農協も支所です、福島支所です。今度は恐らく漁協も福島支所です。役場も福島支所です。そういう意味で、できたら役場だけは別の名前がいいかなと、そう思っている。理屈を言えというようなお話でもございます。それだけ。

吉山会長

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。名称の問題でございますけれども、福島さんの方からお話ございまして、松浦の分を出張所にすれば、それでもということは、対等合併だから、対等の1自治体が合併して支所になると。その合併する一つの市の支所が同等だというのはどうもいただけないというお話だろうと、こう思うわけでございますけれども。

松浦市の合併の折にもそれぞれ4町が一緒になったわけでございますが、現在各町に支所が置かれておりますことは、もう御案内のとおりでございますけれども、御厨関係だけでも人口は7,000人ぐらいいるわけですね。これ今度合併して、2町からそういうお話があったので、松浦市が我慢すれば、痛みをこらえ得れば、何とかなるから、仕方ないから支所になってくれよとなりますとね、恐らく市民感情といたしましてね、これは感情論で、正論ではないと思いますけれども、合併が何なのかというような形に変わっていくではなからうかと。

やっぱり合併をしますには、ある程度の痛みをお互いが覚えながらもこらえなきゃならん面がありゃせんかと思えますし、住民サイドから考えますと、やはり星鹿町だけが出張所

これも今度なくなるんですがね。最初支所じゃったんですけれども、事務量の関係で出張所になりました。今度市になりまして、なくなると思うんですけれども、やはり住民感情といたしましてはね、昔の名称をやっぱり保有したいという、そこに以前の町の名を残したいというのは、これは人の情だと思えます。

しかし、そういう流れの中でも大同合併をしてしまいますと、業務の都合では支所から出張所になってもしょうないというような機運になって、今落ちついておるところだと思うわけでございますけれども、今2町の御発言どおりに出張所にするぞということを出しますと、恐らくまた、けんけんがくがく大きな問題になっていこうと思えますし、行政体といたしまして、これは国は県も指導してまいっておりますように、紛らわしき名称というのは避けるように、法定上もそういうような注釈が加えられておるわけでございまして、本来ならば支

所一本で押し通されるべきじゃないかと、私自身は思うわけでございますけれども、それぞれがそれぞれの考え方を述べながら、妥協すべき点は妥協していかにならん合併協議会でございますので、そういうような思いをしながら、先ほどからの御発言を承っておるところでございますけれども、松浦市の場合は、出張所というのは恐らくお受けできない問題であろう。そうした感情だけじゃなくして、この際は先ほどからお話がありましたように、大同合併するんだという考え方にお立ちいただきまして、やはり人口対比の問題も十分ひとつ御しんしゃく賜りたい、そういう思いがいたしますので、発言をさせていただきました。

吉山会長

はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

根底に、どうしてもやはり人口が大きいからということがあるんじゃないかなろうかとしか考えられませんが、感情的に言うなれば、だれでも名称を残したいんですね。合併すれば支所になったということですから、福島役場と名乗るように、なるだけ我々も住民の感情に對しながら発言しておるわけでございます。ですから、支所であって結構なんです、今福支所、御厨支所で。ですから福島だけ、あるいは鷹島の名称を役場と使わせてもらいたいと、このように言っているんです。

友田委員の方から電話がかかったときに福島役場と言うたら、昔のままの役場というような考え方が出るんじゃないかなろうか、間違われるんじゃないかなろうかというようなこともありますけれども、町民の皆様は合併すれば当然支所という理解はしておると思います。ですが、今まで使ってきた名称だけはそのような形で使わせていただければという考えでいっぱいでございますので、よろしく願いいたします。

吉山会長

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。基本的に同一の自治体の中に市役所と役場が同居するということは、ちょっとなじめない感じがしております。

それから、支所の件でも、例えば松浦の御厨支所、先ほど松瀬委員さん言われましたけれども、星鹿、御厨合わせて7,500、それを数人の支所の職員がやっておるわけですが、この支所の歴史も50年はあるわけです。最初分かれたときには、やはり役場の機能をちゃんと残

して、それから徐々にずっと行財政改革をやってきた結果がこういうことなんです。

それで、特に最初の話に戻りますが、役場というものを残すときに、今の福島の方はみんなが感情としてと言いますけれども、逆の感情もありゃしないかと思うんですよ。

例えば役場に行って、福島町役場としておれば、「あら、松浦市になったとに、まだ町役場やあ」と、そんな感覚はありませんか。いや、町があったにしてもね、何にしても構わんですよ。福島役場、役場という名称は強いですから。だから、そういうふうな感覚を持つ人もおるんじゃないかなあと思う。

やっぱりさっきから言われているように、紛らわしいのはしないで、一本に私はした方がいいと、そういう気持ちを持っております。

以上です。

吉山会長

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。役場という名称を将来まで永久に使えと言いはるんじゃないですよ。先般も申しましたように、恐らく福島の役場の人員をだんだん減らされていくと思います、将来は。そうなった折には支所でも構いません。しかし、現時点においては、ぜひ役場という名称を使わせていただきたいということをお願いしておるわけでございます。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。私も役場でお願いしたい。

別にうちがつけたいと言っているんだから、別にそこまで支所じゃなからんばつまらんといいことでもなかろうと思うんです。もしやっぱり一つの支所にした場合に、出張所をお願いできんかと言うた場合、「うんにゃ、うちは松浦は困りますよ。住民がそれは許さんよ」という言い方は、それこそ対等合併じゃない。やっぱり一つの自治体が新しく加入するわけですよ。そこは支所の内容が全然違うわけですね。これは今の支所の方には大変失礼な言い方になるかもしれません。やっぱり同じ字で、同じ言葉の発音になるわけですね。やっぱりそこは、それならばそうすべきと思いますし、一方だけはいいですよ。松浦の方は、それは住民が混乱するだけですと。福島、鷹島についてはそれは認めないですよ。私はちよっ

とつきたいんだからとお願いされている部分、私もそうですが、お願いしよるわけですけれども、それで別に何でもそこまで言われるかなと感じがいたします。ぜひ役場とお願いしたい。今後50年先、20年先には、それはわかりません。と思います。できればずっとと思いますけれども、そういうことで役場をお願いしていただきたい。ぜひお願いいたします。

吉山会長

はい、森委員どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。この問題は、いつまでたっても平行線、もうなかなか解決はつけにくい点が生まれようと思います。

確かに福島さんは、私の方も同じですが、あの名称、愛称というのは、それはなじんでくれば愛称にもなってきます。それをつければ、また名称にもなりましょう。ただ、言われるのは、それを固定化するために結局名前を看板にかけてくれんかという問題なんだろうと思います。ここが問題と思うとですよ。呼ぶときにはもう関係ないんです、愛称です。それはもう役場と言おうと、庁舎と言おうと構わんと思いますが、ただ、看板にはめてくれと、鷹島、福島というその名前を入れてくれということに問題が生まれてきそうなことだと思います。そこのところで、やはりこれを看板に入れんならいいんだということを文言にするか、それとも、何年という年月でここには書いておいていいですよとするか、それよりほかに方法があるとですかね、これ。

もうなかなかこれは、いつまでたってもやはりこの問題はこうしてほしいということで、決定的な言葉があるかどうか、私はそう思います。二つのことにどっちかにするかなあと考えて、じっとお聞きしておったようなわけでございます。

吉山会長

はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島の椎山です。先ほどからいろいろ話が出ておりましたけど、鷹島の場合は、やはりその鷹島役場がいいというような話し合いはまだしてありません。どういうふうにするということはまだしてありませんけど、呼び名を福島役場、鷹島役場にしていだけないでしょうかというふうな皆様方のお願いじゃないかなと思っておりますので、呼び名ぐらいはせめて鷹島役場、福島役場の呼び名ぐらい、いいんじゃないでしょうか。そして、鷹島支所、福島

支所でよかじゃなかですか。いろいろこだわらなくても私はそう思うとですけどね。

それで、どうですかね、そぎゃん必要以上にこだわらなくてもいい問題じゃないかなと私は思っておりますけど、やはり1市2町が合併することに意義がありますので、こういう問題で長く時間を引きずるのもどうかと思っておりますけど、皆様方の視点、考え方を変えれば簡単に片づく問題じゃないかなと私は思っております。

吉山会長

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。今ちょっと、福島からは看板に福島役場と上げてくださいということでしょう。そこで問題になっておると思うんですが、ちょっと今の、うちの議長の話ではちょっと違うっちなかなかと私思っ聞いておったとですが。これはどこに行ってもありますよ。というのは、呼び名と看板のかけ方、うちあたりも小さな部落ですけども公民館と呼ばれます。ところが正式な名称は、どこどこ地区多目集会所ということになっております、名称は。それが本当の名称なんです。しかし、やはり地区の人は公民館、公民館と全部呼びます。

ですから、私はこのことは支所とかけても、役場と呼んでいただいても結構じゃないかなと私は思っております。ただし、名称としては、やはり看板は統一した方がいいのかなと、こう思っております。

以上です。

吉山会長

今いみじくも、それぞれの議論を踏まえながらお二方からやっぱり多少整理せんといかんという部分が、松本委員が最初おっしゃいましたのは、条例上の名称としては、これは言ってみたら対外的というか、主に対外的な要素からすると、支所でいいんですよ。

ただし内向きの、内向きというか内々での住民皆様方の呼び方としては、福島町役場ということで、せめてその看板ぐらい書かせてくれんだろうかというお話であったと思うんですね。

そうしますと、福島のほかの皆さん方の思いというのは、それとさほど変わりはない状況と踏まえていいんですかね。違うんでしょう。条例上の名称として志水委員は福島役場ということですね。ですから、そういう状況の中ですから、整理しようかなあと思いつつ整理し

切らずにずっといいように任せておったところなんですけれども。

ちょっと待ってください、武尾委員がちょっと先ほど挙がりましたので、どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。松浦市でも年とった方、もう私たちも年とっていますけれども、私たちよりも数段上の先輩方は、今でもやっぱりちょっと役場に行ってくるばいということは通常話すわけですよ。

ただ、やはり看板をかけるとなると、公文書は全部支所です出すわけでしょう。やはり公文書で出す正式な名前をきちっと看板としてはかけるべきであって、ほかの方がそこを役場という愛称で呼ぶのは別に何にも必要ないと思うんですよね。だから、あえて役場というそれをかけにやいかんとかなあて思うんですよね。田島さんが言われたように、支所と書いておいて、みんな役場と呼んだっていいじゃないかと。

そういうふうなことで、やっぱり私は看板としてきちんと立てるなら、やっぱり支所とあれしなければ、最初に言ったように、同じ一つの自治体の中で、市役所と役場が同居するなんてそんなおかしなことになるから、やっぱりそういうふうに一歩化してほしい、そういうことです。

吉山会長

先ほどちょっと寺澤委員が、いいんですか。はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。もう発言をするまいかにやと思っておったんですけれども、この問題、これくらいということにはならんと思いますけれども、こういう名称の問題ですね。やっぱりそれはそれぞれの意見があるわけですが、やっぱり条例上は支所で結構だというのは統一された見解だと思うとですよ。違うと。いやいや、皆さんはそうと私は受けとめます。

だから、この問題はやっぱり紛らわしいということは重々わかるわけですが、やっぱり長年その使いなれてこられた福島、鷹島の住民の皆さんが役場、役場というのが一番身近な、やっぱり呼称ではないかと思うわけですね。

だから、あえて強引にということじゃございませんけれども、やっぱり看板にということでございますので、看板に福島支所、それで括弧して役場ということで加えて、そして、それなりの思いで呼ばれたらいいんじゃないかと思えます。

以上です。

吉山会長

新しい提案がありました。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。意見じゃないんですが、少し整理というか、頭の中を少し整理したいんですが、よくわからなくなってきたんですが。

まず一つは、条例できちっと福島役場、鷹島役場と、支所でもいいんですけれども、条例で鷹島役場、福島役場と規定せろという意見が一つなんですかね。これはないんですかね。志水町長がおっしゃっているのはそういう意味ですよ。支所でも構わないんだが、条例では福島役場と規定しなさいということですよ。

それから、もう一つおっしゃっているのが、鷹島支所、福島支所の横に役場という看板を上げさせてくれるという部分が一つですよ。

それから、もう一つは、支所でもいいんやけど、名前ぐらいは呼ばせてくいて、看板のあるなしにかかわらず、名前はいいだろうという部分ですかね。

大体この三つぐらいですか、その言いよす意味は。で、それぞれがそれぞれの言い分があってまとまっていないところというふうにとらえていいんですか。その看板の問題と、その条例にうたう問題とごちゃごちゃになっているみたいな気がするんですが、看板だとおっしゃっている方は、条例にはもう支所でいいんですね。条例の中には鷹島支所、福島支所というふうを書いてあって、ただ、愛称としては、看板だけを役場として残してくださいというような形というふうにとらえていいんですか。わかりました、もう少し考えてみます。

吉山会長

そういうことです。幹事長がそれなりの意見があるようでございますので、はい。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今、議論になっておりますのを整理しますと、一つには、福島に支所を置くということでもいいんじゃないかという御意見。それと、福島に支所を置くことにして、支所の名称を福島役場と言うという意見と、二つが大きく分かれているところでございます。

ただ、もう一つ枝葉を言いますと、福島に支所を置くということで、その建物といいいますか、呼称をですね、愛称というか、ものを福島役場ということにしてもいいんじゃないかと

いう意見もまた一方あるんです。

確かに池水委員がおっしゃるとおり、三つの意見はあるわけですが、大きく分けると、支所とそのままにするのか、支所を置いて、支所の名称を福島役場とするということを行うのか、この二つが大きな今の意見の分かれているところでございます。

吉山会長

はい、村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島の村田です。今、支所の名称でいろいろもめておりますけれども、鷹島町はえらい何も言わんと皆さん思っとらすんだと思います。

実は、私たちは名称にこだわっとらんとですよ。鷹島支所で結構だと思っております。そうでないと、将来的に非常におかしい名称が出てくるんじゃないかなというふうに話しておりました。松浦市にも各町村の支所があるように、鷹島町もそれと同じ支所という名称で結構です。ただし、住民が鷹島町役場と呼ぶのは別に差し支えはないと思いますので、そういう形で私は結構だと思います。

吉山会長

引き続き議論をいたします。はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

条例の設置の仕方、条例の中には、支所を置く場合はその位置と名称を掲げなさいと、こうなっておるわけですね。その名称を福島役場というということに私は主張しよるわけでございます。これも未来永劫そうしなさいという考え方ではございません。支所に課、あるいは室まで置くと、当分の間ですね。将来は合理化されて少なくなってまいります。恐らく10人以下になるかもしれません。そういうときになれば、それはその時点で改正されて結構ですと。課、あるいは室、課に相当する室まで置きながら、同じ支所と同等の名称では、私は余りにも変わってしまう。住民感情としては残せという形になってきておるものですから、そのように言っているわけございまして、合理化されて10人以下ぐらい福島支所がなれば、それはそれで結構ですけれども、その時点で考えていただければということでございますし、私は当分の間はそういう形で福島役場として残していただきたいと、このようにお願いしよるわけでございます。

以上です。

吉山会長

はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦の田中です。住民感情はわかるのですが、合併するのですから、市役所が一つであり、あとは支所という形で、それで何の問題があるのかなという思いです。

その役場とか、そういうのは個人のとらえ方で、前回も言いましたけど個人のとらえ方あって、私だって市役所に行こうとか言わないで役場に行こうとか、そういう形で言いますが、やっぱり松浦市、1市2町一体になるとしたら、支所という形ですっきりにしてもらった方が一体感を味わっていくと思います。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

先ほどから志水町長のお話を聞いていると、どうもやはり名前にこだわられておる裏側には、どうしてもやっぱり事務機構の問題が何となく見え隠れするといいますが、そういう部分での懸念をされているんじゃないかなというふうに思えてどうしてもならないんですね。

ただ、例えば民間でいうと、支店、営業所とかいろんな形ありますけれども、当然規模の違う支店は幾らでもありますよ。営業所だって、すべて同じ比率で営業所じゃなくて、100人おる営業所もあれば、5人おる営業所もあるわけですから、逆に言うと、余りそこら辺で、当然今後また事務機構の話が出てくるかとは思いますが、結局今の松浦市の支所にしても、先ほど寺澤委員かどなたか忘れましたが、今こういう形になっているんであって、当初のスタートのころはそれなりの役場機能で、それなりのスタッフがおって、今の現実についているわけですから、それは福島にしても、それは未来永劫ずっと今の職員数が今のまんまで存在するということは、まずこれはあり得ない。それは地元の人にしてみれば、そりゃ愛着もあるし、より多く残してもらいたいという気持ちもわからんでもなかですが、片方で行政経費の削減とかいろんな問題が当然あるわけですし、必要な人数で削減されていくのは、これはもうやむを得ないことだと思うんですね。

ただ、いきなり今の松浦市の御厨支所とか調川支所とか今福支所みたいに、鷹島支所が、福島支所がそうなるかといったら、そういう話じゃないんで、そこら辺のところを余り心配されなくていいんじゃないかなという気が僕はしているんですが。

それで、鷹島の、福島の住民代表の方もおっしゃっているように、何だか名前が二つも三つもあると、かえってまどろっこしさの方が目立ってきて、逆に住民サイドからは、どちらかはっきりせえよって言われかねん可能性もあるんじゃないかなということで、僕は実はそう思い始めているんですが、いかがでしょうかね。やはりどうしても役場ということにこだわらにゃいかんもんかなというふうに思っているんですが。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。なかなかこれは、先ほど森委員の方から出たように、すっきりしたかみ合いはできんじゃないかなと思うわけですが、やっぱり条例上は支所だということについては認識をされておるわけですので、条例上は支所だと、福島、鷹島についてもですね。支所ということでそこまで確認をされて、あとの愛称なり、そういうものについては合併までに調整をされたいかがですか。

吉山会長

寺澤委員、今の条例上はということですが、条例には、当然支所を置く、その支所の位置、名称というのが必要になるであろう。そういう状況なもんですから、そこで実はずれがあるんです。(発言する者あり)はい、どうぞ。

寺澤委員

この提案をされておるものは、整備方針の中の3、現在の福島町及び鷹島町の役場は支所とし、支所長云々ということになっておるわけですよ、提案はね。だから、これを確認をして、まことに申しわけございませんけれども、大多数の方は条例上は支所でいいんですよ。福島の町長さんが、それでだめだとおっしゃっていることはわかります。

しかし、それをこの提案どおりに確認をして、あとの愛称、呼称については後日、また調整を合併までということなら12月31日までであるわけですから、その間に調整されたいかがですかと、こう申し上げておるわけでございます。

吉山会長

今、寺澤委員がおっしゃったことは、おわかりいただくですよ。条例をまとめる部分については、合併までに調整をするということで置いてはどうかと、現時点での調整方針としてはですね。そういうことのように、どうです、皆さんどうですか。

今、寺澤委員の方から議論がふくそうしよる状況の中で、支所を置くということについて本日確認をして、場所、それから名称等々については、合併までに調整をするということでしたが、ちょっと何かある。はい、幹事長どうぞ。

友廣幹事長

仲介案といいますか、妥協案が示されておるところでございますが、事務方としましては、結局、福島例を申し上げますと、松浦市役所福島支所ということにするのか、松浦市役所福島役場とするのか、条例上それは明確にしていだかないと今後の作業がちょっと進みにくいということでございます。そこはやはりここで議論をしていただいて、また先送りじゃなくて、例えばきょう確認していただくということじゃなくて、次回の協議会でも仕方ないと思いますが、それはお願いしたいと思います。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。この47号の先ほど5点にわたる前回の協議会の際の質問に対してのお答えがあったわけですね。その中で最初に、私の聞き取り違いかなと思ったんですが、行政上の取り扱いや機構上の名称は支所とすべきだと、これが総務省の見解であると。ただし、その愛称として役場の名称を使ったり看板を掲げることは問題ないんじゃないかということでしたよね。だから、その辺の方針をやっぱりきちっと事務局も踏襲すべきじゃないかなと思うんですよ。ちょっとぶれているんじゃないかなという気がしてね。

条例上、その名称にね、おっしゃるようにその名称に福島 済みませんね、福島ばかり言って 福島役場っていうふうにしたときに、先ほど冒頭その回答があった、総務省の見解で機構上の名称を支所としなければならないということと相反しているんじゃないですか。それは整合性あるんですか。そこをきちっと整理していただかないと、行政にかかわる問題ですからね。その上から言われている通達の問題をやっぱりほごにすることはできないと思うものですから、そこをちょっと、私自身が整理できていないものですから明確にお答えください。

吉山会長

今のことについては、前段でそういう見解だということの説明をした上で実は皆さん方の議論を進めていただいておりますので、決して事務局がふくそうしておる云々じゃなく、議論

の流れの中でそこら辺についてはやっぱり整理してほしいというのが今の事務局の考え方です。しかし、そのことを、ある意味では忘れた議論にはなっていないのかという部分もあたりだと思っんです。事務局なりに見解があれば。

じゃあ、ここで一たん休憩をします。ちょっと時間、10分まで。

午後 1 時55分 休憩

午後 2 時 9 分 再開

吉山会長

それでは、協議を再開いたします。

ただいま協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することについて、支所の呼称等々についてどうするかということで議論が伯仲しておるところです。

引き続き御意見を承りたいと思います。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。私としては、18年の1月1日に合併いたしますので、鷹島町としては支所で結構でございますが、同時に合併する片方の町が役場ということでは、その辺を私はすっきりしないところがあります。鷹島町については支所で結構です。

吉山会長

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島松本です。我々の発言で大変時間をとらせて申しわけございませんが、年限を切ってあんなたちの思うごとに使わせますということではできませんか。例えば、5年なり10年間は福島役場で結構ですということも認めていただけないものかどうか、お願いいたします。

吉山会長

年限を切ってということでございますが。要は、例えば5年なら5年間ですね、5年間について支所を置きます。支所については福島役場、鷹島役場というものを5年に限って認めてもらうわけにはいかないかというお話ですが。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本でございます。この支所の名称については福島町が1町だけ反対をしよるわけですけども、私はやはり行政的に現実に支所でございますので、私も支所でいいと思います。先日、1月1日に合併した唐津市の肥前町役場の前にどういうふうな看板を掲げてお

るかということで見に行きましたら、やはり玄関に大きな礎石に「唐津市肥前支所」と書いてあります。やはりそうしたもんだらうという考え方に立って、私は支所でも結構でございます。

以上です。

吉山会長

そのほか。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

大変この支所の名称でもめておりますけれども、どうでしょうか、ここで福島町さんから、岡本さんの方では支所でも結構だというようなお話も出ておりますけれども、これでも決着がつかなければ、先ほど松浦市の寺澤さんの御意見のように、条例上は支所ということで、あとはその看板の上げ方については合併までに調整するということでした方がいいんじゃないかなと。これは少々まだ時間とりそうな気配でございますので、ここあたりで決着つけた方がいいんじゃないかと、私はこのように思っております。

吉山会長

ほかに。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の山口です。支所でというお話が進みつつあるわけですが、できれば、松浦にある支所の件、もう一度考えてほしいと思います。先ほども言いましたけれども、新しい自治体が支所になるならば、やっぱり今まであるところは出張所とか何かが、やっぱりはっきり事務機構が違いますから、私はその方がかえってはっきりすると思います。支所はこれだけのあれがあるんだ。松浦の方には大変失礼ですが、人口が多いからということですが、やっぱり一つの自治体が新しく加入するわけです。その辺も含めて、松浦の方はもう一度論議していただいたらなと思いますけどね。私は同じ字で同じ呼び名で福島、鷹島支所というとはちょっといかなものかと思います。できればその辺も含めて、住民感情、住民感情ということもわかりますけれども、その辺は論議をせずに福島だけこうだ、鷹島だけこうだということもちょっと私はいかなものかと思っておりますので、ぜひちょっと論議していただければなと思いますけどね。

吉山会長

私としては、きょうできれば整理をしたいなと思っております。そんな中で、あえ

て休憩を挟みながら議論を続けているところでございますので、今そういうお話もありました。そのことについての反論も含めて、御意見それぞれございませんか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今新しく福島、鷹島の町が入ってくるんだから、今の松浦市の支所を出張所に考えられんかというような話です。まさにある面では感情論ですよ、これは、どっちも。私は先ほどから冒頭事務局の方から説明があったように、非常に紛らわしいということについては

(テープ中断)

検討すべきだという観点から一つは考えますと。

それと、今の山口委員の話の出張所ということで、さらに松浦市の中にこれを出していくということになりますと、また新たな混乱を招くおそれが多分に想定されると、私はこのように考えております。

したがって、考え方によれば、松浦は絶対言い通すんだということに受け取られるかもしれませんが、あくまでも合併をしていくという一つのやっぱり考え方に立って、ひとつそこら辺は理解をしていただけないものかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

吉山会長

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。支所名称の問題で各御意見があるようでございますが、福島町さんのお考えが、福島役場を支所として置いてくれと、こういうふうなことでございますので、福島だけ福島役場という支所を置かれたらいかがですか。松浦市役所福島役場庁という公文書が出ていくと思いますけれども、それも一つの方法ではなかるうかというふうに思います。

それは相手さんのことも考えにやいけませんし、私ども自身のことも考えなければならぬと思います。私、本来御厨の住民でございますが、御厨の立場から考えますと、これをもとに戻されますと、松浦はまた大きな問題をこなさなきゃならぬというような状態になりま

すと、合併だんの話じゃないと思うんです。やはりスムーズに行くためには、名称にこだわって壊れたんじゃなくして、壊れるというようなことがないように、松浦市役所福島役場庁で公文書が出るようにお取り計らいになった方がいいんじゃないか、このように思います。

吉山会長

今の御意見なんですが、福島役場庁ということで、先ほど鷹島の方からはですね、そうすると、鷹島はもう支所でいいんだから、同じ立場のところは二つのようになるとも、これまたおかしくなってしまうぞという先ほどの御意見もあったところでして、いよいよもって収束が付きません。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

市の中に役所が二つあるんですか。それでいいんですか。一つでしょう。合併するんですよ。こういうのに長々とすることが何かおかしいなと思います。支所でいいと思うんです。何か恥ずかしかねというか、松浦市福島町でしょう。福島支所ということで、それですっきりだと思っんですけど、その役場というやっぱり名称が愛着があるという、そういう感情論でいくと、どんどんどんどんもう議論が爆発して始末にならないと思いますので、すっきりと支所、法律上に自治法に基づいてそちらの方でいいと思います。

吉山会長

ほかに。

でも、議論ふくそうしておるんですが、全体としては、先ほどの前協議よりも密度が薄いわけですけれども、支所でというですね、支所にしましょうやという声が全体としては数の上では多いかなというふうにきょう実は思っております。そんな中でもやはり地域の中での役場、従来からの役場に対する住民皆様方のこだわりというのも一方であるというのが出されておるわけです。そこで、やっぱりまとめなくちゃいかんという思いの中で、私もちょっと私なりの今の見解を申し述べたいなと思っております。

これは先ほど冒頭事務局の方から説明があったところですが、支所の名称については、やはり支所ということでやるべきでないかな。その上で、愛称として使う部分については、これは看板等にも工夫しながら対応することで、もうこれ処理するしかないんじゃないかなという思いを持っておるわけです。そういうことで、ここは歩み寄っていただくしかないのかなという思いを見解としては持っておるわけですが、どうですかね。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今の議長見解で、僕もそれでいいかと思います。

それで、先ほど山口委員さんの質問に対して、やっぱり松浦の市民としてそれだけは答えとかにやいかんかなと思うんで、議論前に戻すようですけども、申しわけありませんが、やはり松浦の支所を出張所とかいう形にすると、やはりこの合併協議会そのものに対して影響力がかなり大きくなるという気がするんで、やはりそこら辺はどうしても1市2町合併するんだということであれば、山口委員さんたち、福島の方に大変申しわけないんですが、その話は逆に言うと、もうこの協議会の中から削除してほしいと、そういう議論にはならなかったんだというふうにむしろお願いしたいと。そういう部分が公然とやっぱり今度は松浦市民に広がってしまうと、また市民感情論としているんな問題が、先ほど松瀬委員とか寺澤委員から出たような形で、別の議論になってしまいかねませんので、そこら辺のところは重々お願いしたいなと思っております。

以上です。

吉山会長

どうですかね、そういうことで、私先ほど見解を申し上げたんですが、何か松本委員、はい、どうぞ。

松本委員

福島松本です。先ほど会長さんの方からの報告どおりで私は異議ございません。よろしくお願いいたします。

結局、支所であって、看板の名称は役場という部分も入れていいということですね。はい、わかりました。

吉山会長

そして追加しておきますが、まだこれも看板そのもの全体をそうするという議論もありましたですね。いや、括弧書きでぞという話もありました。そういった部分の調整については、看板の取り扱い云々の問題については、これは先ほどからあったように、今後の調整という、合併までに調整をする。したがって、本日取り決めすることは、支所の名称については地方自治法に規定する支所とするということ。役場という名称は愛称として看板等をもって工夫をするという、そういうことでこの協議第47号の支所の取り扱いの問題については確認をしたいと思うんですが　ああ、ちょっと待って。（「自治法上じゃなくて、条例上

支所と」と呼ぶ者あり)自治法に規定する名称を条例上規定させていただくということですね。そういうことで確認をしていただいでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

どうも長時間にわたる議論ありがとうございました。

それでは引き続き、ただいまの問題以外の協議第47号の事務機構及び組織の取扱いに関することについて議論を深めていきたいと思います。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

名称の問題で大分時間とったんですが、実は僕は前回の協議会のときにも言いましたように、支所長を置くということで、そこまでは納得していたんですが、きょうの説明の中で、やはりまた福島に課制をしとか、ただ形変えただけの室を置くとかというような説明になっていたかと思うんですが、どうしてもそういうふうな組織にせざるを得んのですかね。当初から言っていますように、先ほどの議題にもありましたように、経費削減とかいうと、肩書によってコストがかかるということはないんですか。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

丸形事務局次長

今の御質問ですけれども、そういう肩書によって云々ということはありません。

吉山会長

はい、どうぞ、池水委員。

池水委員

済みません。じゃ課長であっても、係長であっても、基本的に給料は変わらないということですか。まあ、これ役職違うんで、例えば課長と課長級は主幹やったですかね。主幹と、これによっては給料はほとんど変わらないというふうにとらえていいんですか。

丸形事務局次長

同じです。課長、主幹、課長補佐まで同じです。課長と主幹は同じです。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

そういうことで、肩書によって変わらないということであれば、ある程度先ほどから言われているように、鷹島さん、福島さんが言われるように、どうしても裏側の方では鷹島、福島に今の役場とほぼ変わらないような陣容を整えておいてもらいたいということなんだろうということはわかるんですが、先ほども言いましたように、いずれは当然支所ですから、いろんな形で少しずつ縮小されていくとは、これはもうやむを得ないだろうと思うんですね。そういう先の見通しから考えれば、逆に支所により多くの課制をしくということそのものが、やはりイメージ的にも、先ほども言いましたように、市民のイメージ的にも行政経費の削減をどこでやっているんだというような形にもなりかねませんので、もし給料的に変わりが無いのであれば、この間田中さんがおっしゃったように、課を多く持つということは、たらい回しの原因でもあるわけですから、極力課は減らすという前提の方にさせていただいた方が、より市民の理解は得られやすいんじゃないかと僕は思うんですが、いかがでしょうかね。どうしてもこれだけの課制を、支所長がおって、同じところにまた課長がおってというような、そういう組織機構が本当に必要なんでしょうか。

吉山会長

じゃ、幹事長の方から。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今、福島支所、鷹島支所に課制をしくことについて必要があるかということでございますが、1市2町が新たな新市を構成していくわけでございますが、現在福島町、鷹島町さんにおかれましては、それぞれの行政事務を推進しておられます。継続事業等もございまして、ここは急激な変化をもって住民サービスが低下しないよう、やはりこれまで推進しておられる行政事務を引き続き新市になっても推進していくということを基本に置きますと、やはり相当の組織機構を整備して、住民サービスが低下しないように組織は確保すべきだという考えに立っております。

それともう1点は、どうしても位置的に時間的距離を要するということも大きな今回の課制をしくという理由でもございます。そういう住民サービスの面、それから、距離的、位置的条件があるということから、今回は新市のスタート時点では福島支所、鷹島支所においては課制をしかせていただきたいという提案をしているところでございます。

吉山会長

金内委員、ちょっと待ってくださいね。池水委員どうぞ。

池水委員

そういうことであれば、前回提案がありましたように、福島支所、鷹島支所の下に税務課、総務課、市民生活課、福祉課、産業課、建設課と、6課を予定されているんですかね。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。6課を特定したわけではございませんが、一応この方向で今後組織機構については整備をしていきたいということでございまして、6課必ず設けますということではございませんが、一応現時点においては6課程度設けたいという考え方に立っております。

池水委員

結局、僕が言っているのは、以前の鷹島、福島と今度の6課を前提にということで、さほどこちら辺は余り整理されたというイメージじゃなくて、逆に課の上に支所長という大きなポジションをいっちょつけたというふうにとらえかねられないと思うんですね。例えば、支所長は本庁の課長と同じだということ、待遇というふうな形ですが、その下にも課長がおりますわけですから、組織上非常にこれはもうかえってわかりにくいと。やっぱり先ほど言った名前の問題と一緒に、合併しても結局も役場の中はほとんど変わってないんじゃないかというふうに、住民側からただ首長さんとか助役とかがおらなくなっただけで、そのかわりとして支所長がついただけで、組織機構としてはほとんど変わっていないなというふうな形にどうしてもとらえられてしまうと僕は思うんですが、そこら辺のところは先ほどから何度も言っているように、住民の今の行政に対する感情をもう少し配慮したような形でやはりしないと、どうしても合併そのものに対して住民がですね、それは合併はできるかもしれませんが、しかし、住民サイドが合併した松浦市にあきらめしか残さないというような合併はすべきじゃない、そういうふうな合併だけは避けたいいけないんじゃないかと僕は思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今御指摘のように、指揮命令系統を明確にするとか、住民の方々へのサービスということは当然考えなければならないということで、池水委員さんがおっしゃいます住民感情ということもあろうと思いますが、逆に福島町民、鷹島町民の皆さん方の住民感情ということもやはり考慮してこの組織機構は進めていくべきじゃないかというように思

っております。

ただ、まだこれではなかなかわかりにくいところがありますので、今後考えておりますように、組織機構を一応案ができましたら、この合併協議会にお示しをすることにいたしますが、やはり権限と名称というものについては、住民の皆さん方に混乱ができるだけ生じないように、先ほど言いましたように、指揮命令系統が明確になるように、そういう権限とか名称、決裁区分等はやはり明らかにしながら、今後組織機構については精査をしていきたいというふうに思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

済みませんが、鷹島町、福島町の皆さんに一気に人数を減らせとか、職員を減らせとか言っているんじゃないかと、松浦市全体の行政経費の削減として見たときに、課が逆にふえているということそのものが全体としてどうとらえられるかということであって、鷹島、福島に当然ながら一気に減らせとかいうことを言っているわけじゃないんですね、僕が言っているのはですね。だから、本当に必要な課であれば置く必要があるんですが、支所長がおって、その下にまた同じ役職の課があるということは、住民からしても非常にわかりにくいことですし、別段課がなくても係でも十分対応できるというようなことは、職員の数の問題であって、ポジションの問題じゃないような僕は気がするんですね。その住民サービスに支障を来すというのは、課長がおらんと支障を本当に来すのかで。それよりはスタッフがおった方が支障は逆に来さないと。それはポジションは係長でも何でも僕は余り変わらない、いいんじゃないかなと僕は思うんですね。ただ、全体として見たときに、やはり今回の合併からすると、行政がスリム化になっているという部分をもう少し打ち出すべきじゃないかと。それが具体的に見えるような形ですべきじゃないかと僕は言っているんですけど。だから、鷹島、福島に住む皆さんの皆さんに支障を来すようなことをせろとは僕は言っていないんですから、そこら辺は誤解のないようによろしくお願いします。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。

そこで、私なりの思いなんですけど、実は課そのものは、2ページを見ていただくと、現在それぞれ七つとか、出先まで含めると八つだとかであるわけです。それから各行政委員会、

これらの分が実は管理部門とあわせてかなり減ってまいりますので、そういった意味で申し上げますと、実はそれぞれのポストも含めて行政なり、そのものは集約される結果にはなるという。

ただ、そうは言っても、やっぱり六つなり、そこら辺はやはり継続性等々を考慮すると当面は必要であろうということの中で、この概念図ができ上がっておるということを御理解を賜っておきたいなと思うんです。当然そのことについては、ここにも書かれておりますけれども、今後とも行政改革の歩みというのは進めていくということを基本原則としながら、冒頭当初についてはこういった対応をしてはどうかという概念があるんだということですね。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。確認と質問をお願いいたしたいと思います。

確認につきましては、先ほど幹事長の方から答えがあっていたようですが、鷹島支所の下
の課長については主幹と同一だというふうな答えがあっておったようですが、それと、松浦支所の支所長の補職名、これについての位置づけはどんなになるのか。

それと、この池水委員の方からも出ていましたけど、この課が多いじゃないかという、現在鷹島町でいきますと約半分ぐらいの課になっているんじゃないかなというふうに思います。それで、市民生活課におきますと、単純に数えてみますと、ここで25人ぐらいの数が出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、一課の管理をしていく場合に、どういう考え方をとらえて配置をされたもんか、その辺についてお伺いいたしたいと思います。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。課長と主幹、それから、福島町さんにおかれましては課長級の参事と課長補佐級の参事がおられるというふうにお聞きしておりますので、そこら辺についてはちゃんとそれぞれの市町の補職名については整理をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、松浦市役所の各支所の支所長は課長補佐級でございます。

あとについては総務部会からお答えいたします。

末吉総務部会長

支所の人数とか配置につきましては、今後事務事業の一元化に向けて調整をしていきますので、その中で支所としての、こういった仕事を支所が必要なのか、そういうのが出てきま

すと、人数もそこで決まってくるので、支所の姿、支所の人数というものがそこで決まっ
てこようかと考えております。

吉山会長

はい、どうぞ、金内委員。

金内委員

鷹島の金内です。ここに図で示してあるのは概念ですから、決定されたものではないとい
うふうに思いますけれども、この課の課長のところに産業課と書いてある。これが産業課と
して福島、鷹島が実施されたら、本庁に来たら産業課はありません。水産課、農林課でござ
いますというようなことになるのですが、その辺についての考え方をお尋ねいたしたいと思
います。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

総務部会からですけれども、そこまでの検討をしておりますけれども、当然本課と支所
とのそごがないように、そこら辺は考えていきたいと思っております。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

事務機構で前回も言うておりましたように、極力課を減らしてくださいということで、都
市計画課、下水道課、建設課、今、松浦市にある課もこれも一本化して建設課にすべきじゃ
なかかということで前回の協議会で言うておりましたが、先ほどの説明で、それぞれよくわ
からないような、我々からしてみればよくわからないような説明で必要だということになっ
たかと思うんですが、いかんせん、先ほどから何度も金内委員も言われるように、こうい
う形の組織というのは非常にわかりにくいんですね。課長と主幹と課長補佐がおって、何か横
並び、命令系統は本当は縦並びなのに、横並びがいっぱい、その横に枝葉がついておるとい
うような組織図にですね。これ今回組織図、もう一回まとめ直すと、支所長が本所の課長級
と同じ形で、ここに支所長という部分がつきますよね。その下に枝分かれしてまた課長とい
う部分が、肩書の同じ課長がまたついてくるというような形になって、そこをどうやってど
がんふうに市民がわかれというのかというのは、いっちょいっちょ説明せんばいかんことは

非常にわかりにくい組織だということなんです。だから言うように、例えばそういうふうに難しくするんじゃなくて、支所長を1人じゃなくて、例えば支所長を2人にして、事務方の支所長、それから技術畑の支所長というような形の2人制にして、その下は係にしてみようとか、それぞれふうな形に極力すっきりわかりやすい機構にすべきであってですね。

それから、主幹とか補佐とか、もう民間にとっては非常にわかりにくいポジション。もっと言えば、民間からすれば年功序列で来ておるけん、ポジションがなかけんつけたみたいなポジションとしか今とらえられておらんとですよ、はっきり言ってですね。そういうことで本当にいいのかどうかということもこの際考えてもらわんと、非常にこら辺が市民が黙っておるからもうよからうというぐらいのところじゃなくて、やっぱりみずからそういうところも整理しましょうというぐらいのことによって経費を出しましたというのが行政経費の削減だと僕は思うんですね。そのことによって幾ら浮きますとかいう、そういうことを先ほどから言うように、10人減らせとか、1割減らせとかいうことじゃなくて、これはもう必然的に減るわけですから、そういうことの方が行政経費の削減ですよと示すことだろうと僕は思っておりますから、そこら辺のところも含めて、もう一度これで強引に通すということじゃなくて、もうちょっと簡素化できないのかとかいうことを考えてもらえないかなと思うんです。このままだと本当に非常にわかりにくいです。今でさえわかりにくいのに、さらにわかりにくくなるというような形がしてならんのですがね。

吉山会長

ここの主な整備方針、その上等々を見ていきますと、まさしく池水委員の言うような部分は、これからの調整作業の中で整理をしていかなくちゃならん事項だなということです。例えば、命令系統がきちっとするような組織機構はどうすべきなのか、あるいはまた住民サービスを低下させない中で、なおかつスリムな状況はどうすべきなのか、こういったことが配慮されて今後調整を進めていくというのが事務方の考え方だということを私自身は認識をいたしております。

あくまでもこの4ページの分につきましては、これは支所の概念図というとらえ方でございますので、これがひとり歩きするという性格のものではございません。おおむね想定される部分としてこういうことがあるんだということを概念図として上げておるということで、この中でどのような対応ができるのかというのがこれからの調整課題だということを私自身も認識をいたしておるということをコメントしておきたいと思っております。はい、村田委員どう

ぞ。

村田委員

鷹島の村田です。実は支所の業務の基本概念図につきましては、前日も提案された折に強く要望したところでございますけれども、ただいま金内委員の質問の中で答弁がありましたけれども、この産業についての中身の検討はしていないという御答弁だったかと思えます。しかし、この鷹島支所の場合は町の地場産業を考えますときに、この産業の項目、これにつきましてはもう少し明快にさせていただきたいと私は強く要望したところであります。特に本町の場合は石こう業という産業があります。だから、そこら付近はこの商工業というのが全く考えておられないですけれども、福島支所の基本概念図、鷹島支所の基本概念図、こういったものをぴしっと示すべきでないかと私は考えるわけですけれども。そういうとを検討される中で、地域の産業を十分検討されてこの概念図を作成していただきたいと思えます。その点については農業も水産業も同じですけれども、十分検討していただきたいと思えます。

以上、終わります。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。この組織機構については、先ほど会長の方から言われたように、期待しております。このまんまの形ではないんだというような説明だったかと思うんで、それには大いに期待をしておきたいと思えます。

したがって、もう一つそれを考えるときに、やはり今合併しても市ですが、僕は昔言ったことあるかと思うんですが、市とはいえど、合併して2万8,000なんですよね。規模的には町なんです。そういうところあたりも基本的には市は市ですけど、全国の規模からいうと、これは町の規模なんですから、そういうところも念頭に置きながら、やはり組織機構という部分を十分考えて、先ほどの会長の言葉に期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉山会長

そのほか。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。私はこの問題は支所の名称よりもうんと重く受けとめておったわけで

すけれども、やはり合併して当分の間は福島町、鷹島町の支所の機能、機構の充実というのはこれぜひともやってもらいたい。私はこの提案された内容、この機構ですね、これはぜひともやっていただきたい。

というのは、やはり鷹島でも福島でも本所の松浦市まで来るのに、やはり一般町民1時間もかけて来るかということです。やはり支所で業務をやってもらうのが主になるだろうと思います。そういうことで、やはり機構の充実は当分の間はぜひともやっていただきたいということと、支所長については、私は相当な権限を与えるということでございますので、やはり本庁の課長クラスのAクラスを支所長にさせていただきたいと希望を申し上げます。

以上です。

吉山会長

そのほか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。私どもの議会の中でもこのことについては、この議案の中身についてはおおむね了承を得てきたところですから異論はないわけですが、ただ、冒頭五つの前回の質問に対してさまざまな形での回答がございました。その中身がちょっとペーパーにないものですから、もうちょっとわかりやすい、先ほどの原稿をそのままもらうと、多分文章になっていてかえってわからないかもしれませんので、ちょっとこの議案の3ページにあるような基本的な考え方とか、主な整備方針とかいうような形でまとめていただいて、ぜひ出していきたいと思います。それを読むと、おおむね本庁と支所との役割分担というのが見えてくるのかなと思いますし、やはり皆さん心配しておられるのは、住民の窓口はこれまでの、例えば福島町さんの場合は、町内の皆さんはその支所に行って、それまでどおりの業務ができるのが一番理想的なわけですね。それはそれとしてできるのかもしれませんが、やっぱり心配するのは、市として一体的に取り組む問題をですね、前回も私申し上げましたけれども、この機構でいくと、各支所は本庁の総務課付になっているわけですね、現松浦市は。そうすると、例えば水産業の問題一つとりますとね、水産業一つ同じ産業なんですよ。抱えている問題もほぼ同じだと思うんですよ。そういった中でね、福島ではルートからいくと、福島支所長さんを通して、そして本庁の総務課長さんを通していくと。本来なら、その水産業であれば、その福島支所、あるいは鷹島支所の水産担当者を通して本庁の水産課に行くべきだと思うんですよ。来るべきだと思うんですよ。その辺のやっぱり流れというのがまだまだこれ

から検討中ですということでもありますので、ぜひそのあたりもですね、先ほどの冒頭の説明である程度理解できるのではないかなと思いますので、ぜひ整理した文書で出していただきたいということと、どうしても現状おられる職員の身分については守るということを原則にこの合併を進めなければならないというルールがありますので、その中でスタート時から民間企業のようにリストラというのはできかねると思うんですよ。そういった中で、いかに住民、それぞれの住民が混乱を来さないかという視点に立てば、おのずとその姿というのは出てくると思いますので、そのことはもちろん池水委員がおっしゃるように、住民が求めておられるのは行政経費の削減だと思いますが、きょう合併して、あしたからその削減すべてができるというものではありませんのでね、そのために10年間のスパンとか、10年の間になるだけ早いうちにとか、そういう問題がありますので、まず合併するスタート時の、あくまでもスタート時の暫定的な形であるという理解をすれば、出されてくる機構図というのは住民の皆さんも理解いただけると思いますので、何度も言うようですが、ぜひ冒頭おっしゃった回答を文書で出していただいて、我々も理解して住民に説明できるようにしていただきたいと思います。

吉山会長

資料は、先ほど報告した分はできるたいね。はい、わかりました。はい、松永副会長どうぞ。

松永副会長

松永であります。今出されておる問題提起の一番根幹になるのは、1市2町で課長が幾らおるかということなんですね。今のところ、課長に一遍任命した人を下げるわけにはいかないんですよ、今の機構上。やめさせるわけにもいかないんです。これをどこら辺でいわば救済していくかということが、各支所にも課長を置くという形の苦渋のいわば機構図だと思うんです。団塊の世代と言われてます。恐らく今五十五、六ですか、これ非常に比率としては多いでしょうね。私、松浦市がわかりませんので。福島は多いと思う。二十二、三年から二十五、六年まで生まれた人。その方々をどういうふうに出遇をして働かせるかということ、この機構図として私は非常に苦心をしてつくってあると思うんです。この方々、団塊の世代があと何年かして当然定年でやめられていけば、もっとすんなりこの機構図が出てくるんじゃないかなと思っているんですよ。そこまでの辛抱だなと思って。

例えば、松浦農協といいますか、西海農協は55でもって役員停止、やめろとは言いません

けれども、ほとんど役職停止ですね。そして普通の一般職員となって業務全体に、いわば外務でも何でもやれということです。そういうシステムでもつくらなければ、この機構図はどうにもしようがないという形をつくった機構図だと思っています。これを何とか変な形にやると、恐らく合併に対する今までの職員の協力がどうなっていくかなと思う。そこら辺はひとつ皆さんで理解して、あと四、五年待っておきましょうや。

吉山会長

今、合併特例法の規定の問題等を引用しておっしゃったところでございます。しかし、そういう状況の中で一つの機構図としての一面はあろうと思います。あわせて、合併後急激な変化というのが、特に鷹島、福島 of 皆さん方にとって合併に対する不安、迷走、そういった部分を極力少なくするという意味合いも含めた、当面のですね、合併当初の機構概念図だということで私どもは理解をしておくべきではないのかなという思いを持っておるところでございます。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今の副会長、本当に松永副会長お優しい方で、やっぱり副会長、また議長という立場からすると、行政側の協力がないと合併もなかなかうまくいかんぞということでの言葉だったかと思うんですね。

それは僕らもよくわかるんですね。ただ言うように、これが行政のための合併じゃなくて、住民のための合併という視点からすると、やっぱりどうしてもそれに納得せろというような、上からお上の押さえつけ方ではなかなかこれはうまくいくもんもいかないし、これから先、やっぱり合併やっていく上で官民一体となるということは非常に重要なポイントだと思っているんですね。そういう中で、住民サイドからもう知らんばいというふうに、もう勝手にせいというような形にもなりかねんということも片方ではあると。

したがって、職員さんあたりは、市の職員という部分は公僕でもあるわけですね、僕から言わせてもらえば。これは言うまいと思ひよったですけど、公務員である前に公僕だということはあるんだと思うんですね。公僕とは、公に奉仕するという形なんです。現状の今行政側の立場が松浦市民、鷹島町民、福島町民と比較して、本当に公僕としての立場に立っておられるかどうかということですね。そういうところは逆に行政側の方々がみずから考えてほしいと僕は言っているんですね。市民からああた、こうだと言われる前に、みずからが考え

て、こういう事務機構とか、そういう部分についてもみずからそういう形を示してほしいと。そういうことをお願いなんです。ですから、僕らがどうのこうのせろということは、多分今副会長がおっしゃったように、これはもう仕方なしに公務員というて決まっておって、課長がおってできんのだからということとはよくわかっているんです。だからお願いしかならんと思うんですけどね。ただし、やっぱり先ほど革命とは申しませんが改革ですから、これはある意味合併は改革だとするならば、いわゆる固定概念とか、既成概念とかいう部分がある意味取り払わないと改革にはつながらないと思いますんで、ぜひとも、たびたび申しわけありませんが、ぜひよろしくをお願いします。

吉山会長

はい、わかりました。

そのほかございませんか。じゃ、議論を打ち切ってよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、まとめの作業に入りたいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、ただいまから協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することにつきましては、いろんな意見等々を踏まえた調整作業を今後進めていくということを踏まえて、事務局の提案したとおりの内容で確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それではそのように取り扱います。協議第47号 事務機構及び組織の取扱いに関することについては、そのように取り扱います。

どうしましうかね、休憩要りますか。(「お願いします」と呼ぶ者あり) 若干休憩しましょうか。

それでは10分ほど休憩させていただきます。3時10分再開ということで、早目に休憩が終わってということ、早く進められれば、そのようにしたいと思いますので、御協力をお願いしておきます。

午後2時48分 休憩

午後 3 時12分 再開

吉山会長

休憩前に引き続き協議を続けます。

引き続き、協議第50号 一部事務組合等の取扱いに関する事、これ継続協議でございますが、ただいまよりこの協議に入りたいと思います。

事務局から説明があります。

丸形事務局次長

それでは、協議第50号 一部事務組合等の取扱いに関する事につきまして、議案の頭の部分のみ読み上げて提案させていただきます。

伊万里・北松地域広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

長崎県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。ただし、共同処理する事務については、合併までに調整する。

長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合については、合併までに調整する。

長崎県 5 市 6 町競艇組合については、松浦市は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

松浦地区消防組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。

北松特別養護老人ホーム一部事務組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。

北松北部環境組合については、松浦市、福島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧構成市町の区域において合併の日に当該団体へ加入することで、当該団体構成市町との協議により合併までに調整する。

松浦地区火葬場組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。

ということで、前回同様の提案内容でございます。

なお、この中で、前回の協議会におきまして、長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業につきまして、事業内容や定款等の資料請求がございましたので、今回、議案と同封しました「第9回松浦地域合併協議会 参考資料」の2番目に関係資料をつけております。その資料をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをお願いいたします。

前回、口頭での説明がなされておりましたが、設立に至った経緯や退職手当事業の概要につきましてまとめさせていただいております。

まず、設立の経緯につきましては、小規模な市町村ほど年度ごとの退職者数が一定でないために、予算による措置を行うと、その金額そのものが退職手当数に応じ、毎年その増減が生じることとなりますので、退職手当の負担金割合を平準化し、町村財政の計画的な運営を図るために、昭和32年に当組合が設立されております。

退職手当事業の内容につきましては、設立後平成15年までは相互扶助の精神により加入町村一律の負担率を乗じた額を原資として組合でプールし、その手当を支給してきております関係上、前回での説明のとおり、負担と給付のバランスが崩れた自治体があるということがございます。

その内訳としまして、1ページの下段に旧制度における15年度末の加入団体の負担金の過不足額を記載しております。また、2ページの上段には福島町及び鷹島町についての現況を記載しております。両町ともに負担より給付が上回っており、その不足額合計が約695,000千円となっております。

今後は、退職者数の増加が見込まれることや、市町村合併に対応するために、平成16年度から退職手当額と負担額を同額とする新しい制度が導入されております。

新制度の団体別ランク式負担金制度につきましては、それぞれの団体ごとに10年間の退職手当の予想額を平準化し、その負担金額を算出します。さらには5年ごとにその見直しが行われ、その見直しの時点で過不足が生じていれば、その後の5年間の負担金で調整するというものでございます。

1ページの中ほどの表が、新市において仮にこの組合に加入した場合の負担金額ということで記載をいたしておりますが、合計で年額約275,000千円の負担金額と試算されております。

それから、この組合から福島町及び鷹島町が脱退する場合と、この組合へ新市として新規加入する場合の取り扱いについて記載いたしております。

負担金条例第6条に加入・脱退に係る納付金及び還付金の取り扱いが規定されております。条文本文につきましては、資料の5ページから6ページにかけて載せております。

これを要約いたしますと、この組合から脱退する場合は、平成15年度末までの負担金と退

職手当等の差額については清算することとなっており、福島町及び鷹島町については不足金額が生じているために、先ほどの金額を当組合へ納付することとなります。

新市として加入いたしますと、先ほどの両町不足金額は清算しないこととなっており、あわせて組合への加入に係る負担金も徴しないこととなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

基金の取り扱いでございますが、これまで積み立てた基金は退職手当支払準備基金と財政調整基金に区分され、その内訳は中ほどの表に載せていますが、平成16年3月末現在高は、退職手当支払準備基金が約72億円、財政調整基金が約10億円という状況でございます。

退職手当支払準備基金の用途としては、当面の支払いに係る運用財源に充てる。脱退する場合には、その財源に充てるとされており、さらには、過払いとなっている自治体への還付については、その是非を含めて平成20年度をめどに協議がなされることとなっております。

以上のようなことから、退職手当事業につきましては、新市において加入しなかった場合は、脱退に伴い、両町の不足額を清算する必要が生じてきます。

加入する場合は、組合の構成団体となることから、設立の趣旨である相互扶助の観点から、清算しないということになります。

また、平成16年度からは新制度へ移行しているために、退職手当額と負担金額は同額であり、歳出予算の平準化を図る上では、加入する方がより支障が少ないものと考えます。

しかしながら、加入するか否かの判断基準であります還付金等の取り扱いが現段階では確定していないことから、当組合への適正な財政運営を働きかけながら、合併までに調整を行いたいと考えております。

以上が退職手当事業につきましての概要でございます。

3ページから10ページにかけましては、負担金条例及びその規則を参考までに載せております。

それから、最後の12ページをお願いいたします。

長崎県市町村総合事務組合への市の加入状況を載せておりますが、その後、若干の動きがあっておりますので、補足させていただきます。

まず、平戸市につきましては協議中と記載されておりますが、北松西部地域合併協議会におきまして加入することが協議確認されております。また、下から2番目の佐世保市につきましては加入検討と記載しておりますが、加入が決定なされ、次の3月議会に加入関連議案

を提案予定という状況になっております。

以上で一部事務組合等の取扱いに関する参考資料の説明を終わります。

以上です。

吉山会長

ただいま協議第50号 一部事務組合の取扱いに関する事で、1ページ、2ページにかけての説明、それから、前回協議において資料要求のあった部分の説明、終わったところでございます。

協議に入ります。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。この資料については私の方で資料を要求しましたので、これを見させていただいて、加入しないとすると695,000千円の負担が生じると。加入する場合については、これは要りませんという組合からの方針が示されておるわけですので、私どもとしてはこれはもう、今後加入するかどうかについては合併までに調整をするということではありますが、これはやむを得ないのではないかなというふうに思っています。

ただ、やはり今事務局の方からもありましたように、還付金の問題で不安定要因というか、将来的にちょっと不安を抱えている部分があるわけですね。このことは新市において、この組合の中に組合議員なり、非常勤の役員を出すことになるでしょうから、その一部事務組合の議会の中できちっとこのあたりは整理をしていただいて、やはり合併をして加入して後年度負担は求めないとかいう、そういった公文書をとった自治体もあるというふうに、前回、宮本町長等もおっしゃいましたので、そういった手続等もきちっとやられて、加入をした上で内部改革をきちっと図っていただきたい。くれぐれも合併した新しい市に大きな負担にならないように取り扱いをお願いしたい。そのことを要望しておきたいと思います。

吉山会長

要望ですが、特に何かコメントありますか。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今、友田委員がおっしゃいました、今後加入した後のやはりしっかりしたことについては当然のことだと思いますが、今、後段で申されましたこの退手事業に伴う不足金の取り扱いについては、松浦市長名をもちまして市町村総合事務組合管理者あてに照会をいたしております。2点ほど照会をいたしておりますが、1点は、新市が合併に伴い

貴組合に加入した場合、福島町、鷹島町の退職手当事業に係る不足額については、新市が脱退しない限り支払う必要はありませんかという照会をいたしましたことについて組合の方から、新市が合併に伴い本組合に加入した場合、2町の退職手当事業に係る負担金の不足額は、本組合市町村職員退職手当支給に関する負担金条例第6条各項の規定に基づき、新市が本組合から脱退しない限り支払う必要はありませんという回答でございます。

それから、2項目めとして照会しました、不足額が負担金や事務費などの計算根拠となるなど、新市の負担増にはならないかという照会に対しまして組合の方から、2町の退職手当事業に係る負担金の不足額は、今後の新市の負担金及び事務費の計算根拠等に反映させ、新市の負担増になることはありませんという公文書をもつての回答を得ているところでございます。

吉山会長

そういうことで要望としてとらえ、既に作業を進めておるとい部分もコメントがあったところです。

そのほか、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。一言だけですね、友田委員の御意見に加えて申し上げて要望しておきたいと思いますが、各自治体が負担金をそれぞれ負担し合いながら組合運営がされてきておるわけでございますが、過去、長いこうした歴史の中で、いろんな制度、あるいはこうした共済、あるいは互助的な問題等があって取り組まれてまいりました。しかし、清算をする段階、あるいはある一定期間経過した中で剰余金が出た。そういう場合に清算を請求する向きも多分にあったと思うんです。したがって、負担しなければならないものを、もうこれで新市が加入すればゼロにしますよというようなことは、超過負担の自治体からは了とされない向きが出てくるんじゃないかと、このように思います。今の回答を必ず実行していただくように、やはりこの組合の決議としてとられるように要望をしておきたいと思います。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の山口です。ちょっとお尋ねいたしますけれども、長崎県5市6町の競艇組合についてお尋ねいたします。

前回、ちょっと説明があったことと記憶ないわけですがけれども、私ちょっと忘れておるかもしれませんがけれども、今現在、松浦市がどれだけ負担して、どれだけ還付があったか還付という言い方かどうかわかりませんが、あっておるもんか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

吉山会長

はい、財政部会長の方から。

園田財政部会長

園田です。14、15が分配はあっておりません。13年度まではございましたけれども、14、15はゼロでありまして、16年度は1,222,500円、事務費負担金として5市6町に納めております。17年度についてもですね、約半分程度、657千円ぐらいの、今大体これぐらいの事務費が必要だよということで連絡があっているところです。

過去、歳入はこれまで約519,500千円ですね、これまでに剰余金として配当をいただいております。

以上でございます。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の子島です。14年、15年度は配分はあっていないということですがけれども、13年度についてはゼロかな。1,200千円ちょっとの負担をなされておるということですがけれども、今後の見通しについてはどうなのか。

それと、もしもこの先負担して、私、簡単にわからんとに余り言う必要なかと思いますが、余りこうメリットがなければ、この際合併を機に脱退してもいいんじゃないかと、簡単にこう、その機構がわかりませんから、簡単に思うわけですがけれども。

園田財政部会長

松浦市の議会の中でもそういう御意見がございました。それで、今回17年度までは一応これに運営を5市6町でやっていくということで決定されておるわけですがけれども、それ以降については、17年度までにどうするかということで、今のところ未定であります。

ただ、これまでも、先ほど言いましたように、519,000千円ですね、剰余金を分配を受けてきておりますことや、今後のことについてはやはり他の加盟市町村ですね、それというい

る協議しながらということで、今のところはそういうふうになっております。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

わかりました。

18年度から合併するわけですけれども、するようになると思いますけれども、この機に清算されたらどうかと、こう思うわけですけれども、先ほど言われたとおりに、いろんな絡みがあっての判断だろうと、その辺もぜひもう少し検討なされて判断されたらどうだろうかと思えます。余りメリットがなければ、もう合併を機に。どうも失礼しました。

吉山会長

このことは実は私も松浦市長の立場で副管理者ということで、でも、流れが負担金が必要になってくるとい状況になってきておりますんで、このことはそれぞれ構成自治体ともに、これはやっぱり廃止も含めた検討をしなくちゃいかんという、そんな思いがあるわけです。

ただ、17年度まではですね、17年度まではいろんな手続上の問題だとか、これは国土交通省の国とのかかわりの問題だとか、

(テープ中断)

組織で協議を調べていこうという状況にあるということを含んでおつなぎをしておきたいと思えます。はい、どうぞ。

山口委員

山口ですけれども、ここにちゃんと「新市において合併の日に新たに加入する。」ときれいに書いてあるわけですよ。そいけん、ちょっと私は検討された方がいいんじゃないかと言うのと、余りにも加入するとはっきり書いてあるもんですから、その辺も含めて、この文面を変えるとか、何か検討なされても結構かと思えますけどもね。

吉山会長

このことは17年度中ということは、18年の3月いっぱいまでは手続上存続の必要があるもんですから、一たんやっぱり18年度以降これを廃止するにしてもやめるにしても、実は一たんここに加入をしなくちゃならんということの意味でございます。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほど事務局よりお話があって、抜けたら695,000千円払わにゃいかん

けど、入っておいたら払わんでよかというような、簡単に言うとそういう話だったかと思うんですが、これはそしたら大体だれが払わすですか。払わんでよかというのは、だれかが払わんばいかなんでしょう、これは。それはどなたが払ってもらえるですかね。

吉山会長

はい、どうぞ。

山崎幹事

幹事の山崎です。先ほどのお話のように、納め過ぎの団体が95億円、それから、不足の団体が113億円というふうな金額になっております。これは1市2町の場合は695,000千円でございますが、今組合との協議の中では、脱退しない以上は、これはそのまま清算しない、不足分は返さないでいいということになっております。これがずっといくためには、どなたがその不足分を負担するのかということになりますと、今まで相互扶助という意味合いから納め過ぎのところがありますので、それで一応のバランスをとってきたという経過がございますので、納め過ぎの団体がそれを脱退しないでそのまま入っておく、または加入したままでも、その清算を求めるといことがないならばずっといけるということになります。

例えば、脱退が出てきた場合とか、そういう脱退が出てきた場合には清算せんばいけません、加入したままで返還をしてほしいというのはですね、それはまだ組合議会の方でも決まっておることじゃありませんで、そのことについては清算関係の要望があっていることにつましましては、どうするかにつましまして、平成20年までに協議を進めていくというふうなのが今の段階でございます。一応今の段階では、もし脱退されても、72億円の大抵の基金がございますので、その基金の範囲内だったらある程度維持することは大丈夫だというふうなことは言えるんじゃないかと思っております。今の段階ではここまでしか物を言えないんじゃないかと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。どうも先ほどからこれについては、ちょっと僕もよくわからないんですね。結局、相互扶助とうたってある以上は、過払いのところがやめるときには払い戻しあります。払っていないところには足らん分取りますと言うんじゃないかね、これは何かもともとの根底から崩れる話で、まあ、こういうこともあり得て脱退するときには取りません、過払いの

ところはやめるときには払っている分は払いませんというんだったら話はわかるんですが、脱退するときには足らん分は取るよと。そして今度過払いのところは脱退するときには余分にたっておる分はもらうよという話やったら、もともとこの組織は成り立っておらんぢやなかですか。相互扶助の精神じゃなかつちやなかですか、これは。たまたまこういう問題で、本当に相互扶助だということであればですよ、基本的に脱会するときには不足分は取るぞなんという話がもともとあってはならんことであってですね、ただし、そうは言っても、そういうわけにはいかんから取るよという話なんでしょうけれども、いずれにしてもこれは払わんでよかというもんじゃなくてですよ、相互扶助の話からすると、本当は払わんでよかとかもしれんとでしようけれども、まあ、やっぱりそういうわけにはいかんということで払わざるを得んのだろうと思うんですね。そしたら、この新しく入った松浦市が払わなくていいということじゃなくて、将来的には当然その分はどのような形で清算をせざるを得んというのが本当の話じゃなかですか。未来永劫これは払わんでよかという話にするから何かおかしい。やっぱりこれは一気に払わんでよかとばってん、いずれ払っていかんばいかとよというとならよくわかるんですが、払わなくていいとなるとちょっとようわからんとですけど、僕には。そこら辺どうなんですかね。やっぱり入ったところの松浦市が、新しく合併した松浦市が負担は当然していくんだよということにならんとですか。

吉山会長

それでは、志水委員の方からですね。

志水勝輔委員

私の考え方を説明申し上げますが、この資料の1ページ、一番下の表に不足している団体59団体、11,307,025,326円が足らんですね。逆に納め過ぎが46団体で9,552,316,424円、これ差し引きしますと1,754,708,902円がマイナスになっております。そうすると、15年度末の今退手組合の基金残というのは、準備基金と財調基金合わせて8,294,552千円ありますね。ですから、これを差し引けば6,539,000千円は残るわけですね。これはどうやって積み立ててきたかという問題なんです。これまでかつてずっと運営する中で、かつて高額な高利率の時代がございました。負担金も積み立ててあったと思いますが、そういう形でこういう基金が残っておるわけですね。

だから、この3ページ以降、3ページに負担金条例がございます。相互扶助の精神でこの負担金の条例が決まっておりますし、あくまでも脱退せん限りはそういう清算はしないとい

うのが精神なんです。未来永劫この1市2町が合併して松浦市としてずっとこの退手組合に入っておれば、このマイナスの分、福島町、鷹島の695,000千円は払う必要はないという考え方で結構かと思います。

これから先はまた16年度から新たな負担金制度に変わっております。言うなれば、10年間で退職手当が幾らなのか、そして16年度の総給与ではじいた負担額が幾らなのか、10年間でこれを清算していこうという負担金の徴収の仕方によって変わってきております。ですから、新しく加入しても、新市で加入しても追徴金は取りませんよという考え方ですから、そういう心配は私は一切ないと、このように考えておりますし、ただ、納め過ぎの95億円の団体からは、やはりそんなにあるなら返してくれと言いたかでしょうけれども、これはそういう負担金条例を見ますと、全くそういう途中で清算しますということを書いていないんですね。そういう精神じゃないもんですから。ですから、私は今後とも途中では清算する必要はないということ強く主張していけばいいと、このように考えております。

以上です。

吉山会長

はい。

池水委員

松浦の池水です。今、志水町長の話で、今までの経緯は、要するに早い話が、運用益である意味賄っているから大丈夫なんだというお話かと思うんですね。そういうことであれば、例えば、先ほど山口委員が言ったみたいに、脱会も含めたときに、今これだけの資金があるんであれば、脱会、この組合自体に先の懸念が少しあるようなところもあったんで、これ脱会したときに6億円を全部払うという話じゃなくて、もう少し組合そのもの自体を今後存続、これは松浦だけの問題じゃないでしょうけど、組合自体が存続をしていく方向で必ずしも考えんばいのか、それとももうこの際清算した方が、逆に言うと今清算した方がかえってマイナスになる可能性は少ないんだということであれば、これ松浦だけの問題じゃないんですけれども、組合の中で先の見通しあたりも含めて、もう未来永劫多分大丈夫だということであればいいかと思うんですが、先ほどちょっと事務局の説明では、やっぱり将来的な不安材料も幾らかあるんだというような形であれば、そこら辺は検討課題としてはこの組合としては全く考えておられんとでしょうかね。先ほど志水町長がおっしゃったように、この組合に入っておけば、将来的にも、今言ったみたいに、基金運用分も含めて大丈夫だというふう

に判断してよろしいのでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

志水勝輔委員

退手組合に入る、入らんはその団体の判断でしょうけれども、私はこの際入っておくべきだと、このような考え方は基本的に持っております。退職者がこれから団塊の世代来ますと大変大きく退職者が出ます。そうすれば退職金も物すごく多くなるわけですね。それを一般財源でその年度にたくさん支出するとなれば、その年度の一般財源減るということになれば、普通の事業ができなくなるんですね。そういう不安定な財政運営を強いられるようなことになるわけで、この退職手当組合の制度がまた違う法律で変わってくればまた違うでしょうけれども、全県下ほとんどの団体が今入ってきておる状況でございます。そういうことも考えたときに、やはり入っておって、財政的に均等な財源の使い方するならば入っておくべきだと、基本的には私はそのように考えております。

吉山会長

事務局サイドの説明が先ほどメリットということの中で5点ほど出てきておりました。財政的な超過負担がないという部分、これは均一的に負担金として納入するというところの中からです。それから、事務費は基金から充てられるため、財政的超過負担はない。それから、退職手当額と負担金額は中長期的に同額となるため、加入金が必要ない。それから、合併後の職員削減計画に係る退職手当の支給に迅速かつ的確に対応できる。個々の団体での退職手当積立金が不要となる。単独で条例を制定する必要がないというメリット等々の中で、ここに提案されておる加入をするということでの論拠として、先ほど説明があったところでございました。

いかがですか。じゃ、そのほかの部分もよろしいですね。一部事務組合等の取扱いに関すること全般に、打ち切っていいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、まとめ作業に入ります。

それでは、協議第50号 一部事務組合等の取扱いに関することにつきましては、事務局の提案のとおり確認をしてよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱いをいたします。

引き続き協議を続行いたしますが、これより新規協議事項に入ります。

次は、協議第51号 使用料、手数料等の取扱いに関することを協議題といたします。

事務局より説明願います。

園田財政部会長

それでは、財政部会長の園田です。

それでは、協議第51号（協定項目15号）使用料、手数料等の取扱いに関すること。

使用料、手数料等の取扱いに関することについて、次のとおり提出するというので、このことについて御説明いたします。

議案の1ページをお願いします。

使用料、手数料等の取扱いに関することということで、まずコミュニティセンター、福祉関係施設、水産関係施設、観光関係施設の使用料については、現行どおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。

それから、戸籍関係、犬の登録等、鳥獣飼養許可及び米穀小売業登録申請の手数料については、現行のとおりとする。

三つ目に、住民基本台帳関係、印鑑登録等、税務関係、臨時運行許可申請、住宅関係、船員関係及びその他の事項に関する証明の手数料については、松浦市の例による。

その他督促手数料については、1通につき100円とするという提案であります。

次の2ページからですね。その前に、まことに申しわけありませんが、9ページをお開きになってください。9ページですね。その表則、左の戸籍ですね、このところのちょっと訂正をさせていただきます。戸籍の一番上の行のところ「戸籍の謄本もしくは抄本」ということで記載しておりますけれども、現在謄本と言わないで、謄本については「全部事項証明」、ですから戸籍の「全部事項証明」、「全部事項証明」ですね、もしくは抄本と。この抄本については、今度は「個人事項証明」、抄本は「個人事項証明」ですね、こういうふうな訂正をお願いします。

その3行目の「除かれた抄本もしくはもしくは抄本」、これも同じことです。そういうふうな訂正をお願いします。

それから、11ページ、11ページの表則の船員のところですね。船員のところで、その真ん中の「船員手帳の交付又は書換手数料」というところの欄です。1件「1,900円」となっておりますけれども、「1,950円」でございます。これ修正方お願いします。「1,900円」のところを「1,950円」ですね。

それから、もう一つございます。済みません。表則の公簿・地籍図等ということで左のところにありますけれども、その中で下から8行目に「地積図」とあります。積算の「積」、
「地積図」となっておりますけれども、この場合の地籍図というのは戸籍の「籍」ですね。地籍図、戸籍の「籍」に書きかえをお願いします。

その上の「地積測量図」というのは、このとおりで結構でございます。よろしゅうございますか。

済みません。それではもとに戻りまして、2ページからですね。

まず、2ページから8ページまでが使用料と、9ページからそれ以降11ページまでが手数料ということで区分しております。

まず、使用料であります。施設等の使用料につきましては、これまでの各協定項目の中でそれぞれ御確認いただいた項目もございまして、今回、協定項目になかったコミュニティセンター、福祉関係施設、水産関係施設、観光関係施設について提案をしておるところでございます。

この使用料は、地方自治法第225条で「行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定がありまして、また金額等については、その使用の態様に応じ定めるとなっておりますので、調整内容については、「現行どおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。」といたしております。

2ページに記載しておりますコミュニティセンターといたしまして、松浦市の上志佐コミュニティセンター、左の分ですね。星鹿コミュニティセンターがございまして。

それから、3ページですけれども、3ページをお願いします。

福祉関係施設としまして、松浦市では松浦市老人福祉センターですね。それから、今福の高齢者コミュニティセンター、それから、鷹島町の高齢者生活福祉センターがございまして。

4ページですけれども、水産関係施設としまして、4ページの松浦市地方卸売市場松浦魚市場と松浦市水産加工団地排水処理施設と同じく加工団地の海水供給施設がございまして。

5ページにいまして、観光関係施設といたしまして、5ページの松浦市の柚木川内キャ

ンブ場、それから、福島町の初崎キャンプ場とオートキャンプ場、これらがございます。

それから、6ページから8ページにかけては、既にさきの協議会で確認しておりますが、再掲をしておるところでございます。

次に、手数料についてでございますが、9ページ以降に記載しております。

まず、この手数料は、地方自治法第227条で、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収する料金であります。手数料の金額は、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益を勘案して定められるべきものであります。

まず、一つ目に戸籍関係、犬の登録等、あるいは鳥獣飼養許可及び米穀小売業登録申請の手数料については、現行のとおりとすとしております。

戸籍関係については、戸籍法の規定による戸籍手数料令により金額が定められておりまして、1市2町同じであるため、現行のとおりとすとしております。

また、犬の登録等手数料、鳥獣飼養許可・更新手数料、それから米穀小売業登録、これは変更登録も含めての申請手数料であります。これら1市2町同額でありますので、現行のとおりとすとしております。

次に、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税務関係の手数料であります。現在、長崎県下では壱岐市を除いた9市が300円、ちなみに、壱岐市は350円となっております。現況として2町、鷹島、福島町が200円となっているわけでございますけれども、新市になりますと、本庁舎、旧町役場、各支所どこでも住民票等がとれるなど、現在より利便性がよくなり、高いサービスを受けられることとなります。このことから、住民基本台帳関係、印鑑登録関係及び税務関係の手数料については、松浦市の例によるということで調整しております。

それから、臨時運行許可申請手数料、住宅関係手数料、船員関係手数料については、現在、松浦市で実施されておりますので、松浦市の例によるとしております。

それから、その他の事項に関する証明手数料であります。11ページの真ん中の方ですね。松浦市が300円、2町が200円となっているわけですがけれども、先ほどもありましたけれども、長崎県内9市において300円としているため、松浦市の例によるとしております。

次に、督促手数料でありますけれども、1通につき100円とするというものであります。これは、税外の督促手数料でありまして、住宅使用料や水道料等の督促手数料であります。税については地方税関係のところ既に確認済みであります。税外につきましてもそれぞれ

れ条例を定めて徴収している状況であります。ここでは、税と税以外に分けて整理しております。なお、その手数料につきましては、税の督促手数料と同額で1通につき100円としてるところです。

最後に、公簿・地籍図等関係でありますけれども、これは協議第41号 建設関係事業の取扱いに関する事ということで既に確認をいただいておりますが、再掲しております。

以上で使用料、手数料等の取扱いに関する事について、説明を終わります。

吉山会長

ただいま協議第51号 使用料、手数料等の取扱いに関する事ことで、事務局より説明が終わりました。

これより協議に入りたいと思います。質問、意見等々ございましたら、はい、大畑委員。

大畑委員

広域の大畑でございます。3ページでございますが、鷹島町でございます高齢者生活福祉センターの中の、これ何というたんですかね、生活支援ハウスですね。生活支援ハウスの徴収料金だと思うんですが、これは地方自治法に定める市が定めるものではなくて、老人福祉法で定められた所得階層基準による徴収基準だと思いますので、ここに載せる必要はないんじゃないかというのが1点。

2点目に、デイサービス利用料ですが、デイサービス利用料は、介護保険法に基づくデイサービスと介護保険に日帰り等であった自立の人たちを救済するデイサービスがありますが、この利用料につきましては、それぞれそちらの方で徴収する基準がございますので、ここにも記載する必要はないと思います。

以上です。

吉山会長

どうですか。はい。

出口事務局職員

事務局の出口です。済みません。私のわかる範囲でお答えさせていただきたいと思いますが、まず、1点目の居住部門ですかね、この部分は載せなくていいんじゃないかということでございますが、確かに御指摘のとおり、法律に基づいた分での金額ということでございます。

ただ、ここに載せ込みましたのは、うちの条例でこの分を載せておった関係上、調整内容

ということであえて上げております。

この分については条例に記載しておりまして、要介護者というんですかね、介護保険適用者以外の方が利用された場合、この金額を徴収するという意味合いの金額でございます。よろしいでしょうか。

吉山会長

いかがですかね。このこと、一たん条例として定められておる。そのことはそのまま新市に引き継いだ上で、その合併後調整をするということで、条例の整理も含めた調整ということで御理解を賜っておきたいと思います。

そのほか。ありませんか。よろしいですか、まとめて。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質疑、意見を打ち切ります。

それでは、まとめに入ります。協議第51号 使用料、手数料等の取扱いに関することにつきましては、4点の調整内容を事務局の提案どおり確認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱います。ありがとうございました。

それで、何か池水委員あるの。はい、どうぞ。その他に関して御意見があれば、はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。各鷹島、福島、松浦とも2月に入ると住民説明会が当然行われるスケジュールになっているかと思うんですが、先ほど福島か鷹島、2月4日ぐらいから始められるということなんですが、その前に多分合併協議会があるとすればあと1回ぐらいだろうと思うんですね。住民説明会の前の協議会という形になるとですね。そうすると、途中でも出ましたように、やはり住民説明会に必要な事項からなるべく先にやっていただきたいというふうに思うんです。積み残している、いわゆる合併までに調整するという部分がかかりありましたが、それは合併まででもいいんですが、その中でも住民説明会までに終えておきたいという部分は当然あるかと思うんですね。そういう中で、特にきょうの事務機構、47号の問題ですね。それから職員の身分の扱い、これが15号ですか。それから特別職の取扱いの部分、

16号、これが具体的な提案はまだなされていないと思うんで、きょうも少し議論しましたが、そういう部分もね、概略市民説明会に大まか説明できるような形で協議を先にされた方がいいかと思うんで、ぜひ次回の協議会にはこの辺に絞ってやっていただいたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

吉山会長

これは先ほどの御意見の中で松瀬委員も提起があったんですが、合併までに調整するという事項、そのことについて住民理解をさらに深めていくについては、その項目の中で特に重要な部分、住民皆様方関心を持っておる事項等々については早目の調整を進めていくべきだという、そういう御指摘があっただけです。そのことを踏まえて、次回の協議までに対応できる分があるとすれば、今、4項目ほどおっしゃいましたかね、それらのことについては優先作業を進めてほしいという、そういう提起でございました。どうですか。

まあ、正直申し上げて、2日が次回の予定、たしか2月2日だったろう。2日が予定。きょうが26日という。その中でどの程度詰められるのかというのは、事務局サイドとしても物理的に非常に厳しいという判断があるようでございます。とは申せ、そういった動きそのものは何らかの形でやっぱり対処しておくべきだと思いますので、可能な限りということで申し上げておきたいなと思うんです。はい、どうぞ。

池水委員

なぜ僕がこういうことを言うかということ、結局、宮本町長は今おられませんが、結局、住民説明会の中でですね、松浦市も住民説明会やっていくわけですが、今度の住民説明会はやっぱりきっちり住民の皆さんに理解をしてもらう必要があるだろうと思うんです。したがって、やっぱり合併を崩すわけにいかんということであれば、先ほど言ったような事項についてはある程度きちとした説明をしないと、スケジュールからいって、住民説明会して、3月には合併調定を結ぶわけですから、その後にもまた住民サイドからいろんな話が出てきたというんじゃないですか、これ合併そのものに対してでもやはり不安材料を残すということになるかもしれませんので、その辺のところは重々事務局側も対処していただきたいなというふうに思っております。

吉山会長

はい、そういう意図だろうということで理解をいたしておきます。

ほかにその他。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、一たん44項目の協議調整がですね、合併までに調整する、合併後という部分等々もあるわけでございますけれども、基本的には協議を調えることができました。これ本当に長い長い時間をかけてということじゃなくて、9月30日からスタートさせた協議の中で、第9回という回数を数える中での非常に短期間で協議調整ということでございました。もうほとんどの協議会で時間オーバーをするような状況の中で、皆様方に大変詰めた御苦労の多い協議調整を進めていただいたわけでございます。改めて皆様方の御協力に心から感謝を申したいと思います。そしてまた、当然のことながら議論にはお互い立場、持ち場が違う状況の中で、意見が違う部分を譲り合い、そしてまた協調し合う形の中でこういう行動になってきたわけでございます。皆様方の高い視点での御協力、御検討に対して心から敬意を表する次第でもございます。

これからまとめましたとはいえ、新市建設計画につきましてはさらに県当局との調整作業等々がございます。あるいはまた住民説明会等々の中での御意見を踏まえつつ、新市建設計画の素案から新市建設計画というものにしていかなくてはなりません。そういった作業が次回、あるいは次々回ということで、2月2日、2月22日と協議会が予定をされているところでございます。その流れの中で、先ほど池水委員から御指摘がありました部分等々についても、可能な限り住民説明会等々の中で理解をさらに深めていただく作業の一つとして努力をしていくということも含めながら、皆様方の御協力を今後ともお願いを申し上げる次第でございます。これからあと決してこのこと、今日まで苦労したことが御破算にならないような、そのことを私ども最大の務めとしてこれから動いていかなくてはならないと考えております。改めて皆様方の今後とも御協力を心からお願いを申し上げまして、一たん区切りとしての協議調整が終わったことに対するお礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。

どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げまして、本日の協議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後4時9分 閉会